【史料紹介】佐草自清の寛文日記（一）

岡　宏　三

はじめに

出雲大社において幕府からの資金提供を受けて実施された、寛文元年（一六六一）から七年に亘る造営事業は、中古以来漸次規模を縮小していた本殿の規模を高さ八丈（二四m）にまで復したのみならず、境域を拡張、諸建築を一新する大事業であったが、この間には、本願制の廃止、唯一神道（神仏分離）の断行、神社条目をめぐる幕府との交渉の末下賜された「永宣旨」など、画期的な事項が相次いで実現している。

千家・北島両国造の意向を受け、大社側の代表としてこれら諸事業諸事件について幕府や松江藩と交渉にあたったのは、当時杵築大社内の社奉行を勤めていた北島国造家附き上官・佐草宮内（自清）と千家国造家附き上官・島市之丞（倫重）、続いて同・長谷右兵衛（正之）であった。特に佐草自清（一六一六〜九五）は、千家国造家の一門・東上官の家に生まれ、北島国造家附きの上官・佐草家に養子に入った経歴を持ち、後に三男で千家家上官に養子に入った由之（宗敏）が七一代千家国造を襲職している。のみならず「当時社中の学者と、もてはやす」[1]存在であった。両国造家の信頼に加えて、藩や幕府からの大社の由緒・歴史、神道的重要性等についての尋問に対して対応出来る余人に代えがたい人物であった。

自清は寛文の造営において日記を書き残している。平成九年（一九九七）兵庫県八鹿町教育委員会から刊行された『名草神社三重塔と出雲大社』には、

①大社御造営日記一　寛文元年八月より同三年十二月まで（但し同二年八月より三年一月まで記載なし）
②御造営日記　寛文四年正月より同年五月五日まで
③御造営日記　寛文四年五月六日より同年六月十一日まで
④御造営日記　寛文四年六月十二日より同年九月十日まで
⑤御造営日記　寛文五年七月十五日より同年八月二十六日まで

が翻刻、収録されている。しかしこのうち①は後年の造営事業において主に造営関係部分を抄出した写しである。

稿者は年来北島国造家及び佐草家文書を調査するなかで、左記の日記四点の存在を新たに確認することができた（いずれも島根県立古代出雲歴史博物館寄託）。

1江戸ニて覚書（本願出入ニ付江戸日記）
　寛文二年四月七日より同年六月二十五日まで
2覚書　寛文二年八月十五日より三年二月十八日まで
3江戸参府之節日記　寛文六年三月二十一日より同年四月晦日まで
4諸国神社へ御触書之儀ニ付江戸参府之節日記
　寛文六年五月晦日より同年六月二十日まで

すなわち1は①に抄出された原本の一部に相当し、2、3、4は新出史料である。これらは「造営日記」という名称ではなかったために看過されてきたのだろう。今回はこの四点のうち1、2を全文翻刻して紹介し、3、4は次号に掲載する予

定である。

本願出訴と追放、神仏分離

さて①ではどのような記事を選択し、あるいは省略しているのだろうか。例えば1の記事のうち、寛文二年卯月（四月）七日の記事と比較してみると、抄出本では次の項目が省略されている。

イ、一昨日（五日）晩、塩見小兵衛殿（屋成。松江藩江戸詰用人）、河内殿（幕府寺社奉行井上正利）御内福井源五兵衛と申用人ノ方へ、河内殿御宿ニ被成御座時罷出度旨問合ニ状遣被申、明後七日ニ御出候へと返事在之、次（島）市丞・（佐草）宮内ヲ塩見殿ゟ呼ニ来、被申様ハ

ロ、（千家家提出の弘安三年（一二八〇）の証文（弘安二年六月六日付出雲国宣）・（同三年）九月廿一日付出雲国宣。現在は出雲大社文書）二通につき）元ゟ付紙悪敷ヲ宮内年代記ニテ考之、付札仕直シ候

ハ、惣別証文数通御座候へとも、先年前本願御訴訟ニ罷下候刻、国造ゟ数通預ケ置申候、然者只今之本願不首尾之通国造承及（此度ノ・・・持参仕せ候）御覧被成候ハん哉と私今日持参仕候へ共（御尋之所・・・御申候）記録ハ国本ニ御座候、御覧候ハヽ取りニ下シ可申由、此地へハ少正殿、仮殿之様子斗書付タル物持参之由塩見被申候、此段を宮内・市丞ニ御語り候

すなわち造営事業とは無関係の事柄（ロ）、交渉・伝達の相手等の詳細（イ）、本願に関わる事項（ハ）などが抄録者の判断で適宜省かれていることがわかる。従って表題にもあるように、本願が両国造以下大社社家方を相手に幕府の寺社奉行へ出訴、及び訴訟の経過を逐次記録した1の大部分は、抄出本では省略されている。

本願の出訴とは、従来本願は、天文十九年（一五五〇）の尼子晴久を願主とする造営遷宮以来、勧進のみならず願主との交渉、資金管理、造営の運営等を一手に担ってきており、(2)正保三年（一六四六）に徳川家光が大社造営を認可した際の交渉も同様に勤めたのにかかわらず、寛文元年（一六六一）に徳川家綱を願主として再度造営が認可された段階からは、一転してこれら役務を直接社家側が担ったことから端を発する。(3)この背景には、基本的に本殿以外は修復に留める方針の幕府に対して、藩主松平直政は、「悉皆新御造営ニ御座候ハヽ、いか様も積り見可申（略）石垣、地形等其外人足之儀ハ御奉公ニ可仕（日記、寛文二年四月七日）」、諸社殿新造、特に本殿の高さを八丈に復し、境内を拡張することを志向し、大社社家側も同意しており、かつ幕府に新儀を交渉するにあたっては、根拠理由となる大社の由緒先例を説明する上で本願では力量不足と判断されたためであろう。大社側においても、寛永八年（一六三一）に三月会などにおける鰐淵寺の衆僧の参加を排除しようと試みるなど(4)神仏分離を志向していたことから、松江藩と大社社家主導で幕府との交渉を推進を図ったのだろう。

本願側の主張、これに対する大社側の反論については既に山崎裕二による研究(5)で明らかにされているのでここでは省略する。

今回の日記では、最終的にこの訴訟をめぐって佐草ら大社側が水面下でどのように行動したのかが詳述されている。すなわち松平直政は当初から全面的に大社側を支持しており、用人塩見小兵衛は、幕府との交渉の仲介のみならず、本願が松江藩の江戸藩邸に申し出たことを逐次両国造の名代として出府している佐草・島の二人に伝えている（四月十七日、五月五日、十三日、十五日、廿四日）。更には直政の使者として幕府寺社奉行井上正利の屋敷に出向いた際に、同所で提示された本願が提出した訴状を書写して帰り、その夜、佐草らに「隠密ニ而」渡し、返答書を作成するように伝えている（廿一日）。そして佐草らが返答書の草案を提出するとみずから添削を加え（同廿四日）、松江藩儒黒沢石斎が文体を直した上で、藩の右筆で能書家の山中忠左衛門に清書させたうえで更に少々書き加えるなど、念を入れて仕上げた上、出羽様（直政）に見せている（同廿五日）。なお、六月九日、寺社奉行加々爪直澄の屋敷で行われた本願との対決の後も、同十四日に塩見と佐草らは「本

願悪口之断、追目安」を提出したほうが良かろうと談合し、十六日佐草が下書の清書を山中に依頼、黒沢にも見せた上で翌十六日に井上の屋敷に提出している。

一方幕府側の交渉担当者である寺社奉行井上正利・加々爪直澄はどうか。井上は当初造営予算について抑制方針を提示していたが、寛文二年四月七日の交渉では、「大己貴ハ伊勢ニ続キタル神、日本六十余州ノ一ノ宮ハ皆大己貴也」と認識を改め、これを受けて塩見が「大社ハ神威も違タル様ニ被仰聞候上者、其キボ御座候様ニ御校考被遊、御金高被　仰出候ハヽ、御金次第ニ御造営調可申候間、此旨御老中へ河内殿被仰下候ハヽ可忝」と述べたところ、「河内殿機嫌ニて一段御尤之由ニ候間、此通御老中へ可被仰」、むしろ全面的に松江藩の意向を受け入れる、良き理解者となっていた。

このような背景のもとに井上は、前述のように本願の訴状内容を塩見を介して佐草らに伝えるのみならず、本願による国造ら大社側への根拠なき誹謗中傷に対して「ムサト申事いやニ候」、「従出羽殿御差留候様ニ、との御口ふり」、著しい不快感を漏らしている（五月八日）。また六月十八日、加々爪の屋敷での寺社奉行の内寄合に佐草・島が出向き、前日内々に提出した「本願悪口之断、追目安」を改めて持参、出訴した際には、本願について加々爪は「半気遣（ママ）自滅候」、井上は「神罰也」「只両人之者慈悲ハ加へ候へ」と感想を述べ、佐草が「大社唯一神道ニ候へ共、近代両部ニ罷成候□□（か神）道再興之時節」と申し立てると「洗ス、ギタル様ニ仕候へ」と賛同している。

かくして本願については、七月十三日付けで井上・加々爪の連署で「不届之義共在之間、本願職召上、所令追放候」、塩見からは八月十五日付書状で「可被行重罪候へ共（略）御慈悲を以御宥免被成、杵築を追放」「蒙神罰、自滅仕候」と国造北島恒孝に伝えられている。(6)

「2覚書」によれば、本願追放後、神仏分離はまずこの年十一月十九日に行われた意宇郡山代村の伊弉諾社（真名井神社）遷宮ではじまった。同社は伊弉冉社（神魂神社）、六所神社など古来出雲国造家とゆかりを持つ神社の内の一社で、戦国期には造営や遷宮には鰐淵寺と神宮寺である浄音寺が関与していたが、今回は大社側が伊弉諾社の長谷川対馬、伊弉冉社の秋上作右衛門らに指示し、松江藩と交渉して推進された結果「浄音寺事不罷出、唯一神道ノ御遷宮成就」となった。

しかし大社内においては、翌三年、同四年ともに正月廿日、鰐淵寺の衆僧が下山し、例年通り大般若の転読が行われている。(7) 寛文二年十一月廿四日、佐草と島が松江藩寺社町奉行の垂水十郎右衛門と面談した際、先日鰐淵寺が、大社の遷宮等へ出仕してきたことに関する証文を持参し、一覧されたい（先例に基づき今回も出仕したい）と申出てきたこと、それに対して「今度之御造営ゟ大社唯一神道たるへきと天下之御社奉行被仰出上者、菟角ニ不及」一覧を断ったところ、鰐淵寺側は「江戸へ罷下り、此御断申上度存候へ共、第一大守様ニ御苦労をかけ申義、第二ハ御社奉行左様被仰候へは　不及力」と要求を断念したことを伝えられている。

翌十二月十八日、両家の社官による寄合では、「今度之御造営ゟ大社唯一神道たるへき」とは、来春正月の大般若転読からなのか、遷宮以後のことなのか垂水に確認することとなり、同人へ両国造の名で問い合わせたところ、翌三年正月十日、垂水からは「（村松）内膳殿へ相談仕候へハ、菟角御指図無之候間、先当年ハ如例年可然候ハんかと存候」との回答があった。

寛文三年一月廿八日に行われた両家の寄合では、「唯一神道とハ、井上河内守殿天下ノ御社奉行之間ハ左様ニても候ハん哉、河内殿職替り□（候）ハヽ、社家之申たて難成候ハんか」唯一神道に積極的な幕府の寺社奉行井上が転役した場合、幕府の方針が変わるのではないか、という危惧がある一方で、「第一仏閣破却と河内殿被仰候上、弥破却ニ儀定候へハ、仏ハおのつから退ソギ可申候、縦（令）鰐（欠）ヲ退候而も仏閣残り候而ハ唯一とハ不被申」根本的に境内から仏閣を排除しない限り唯一神道とは称されない、藩主不在の現状で藩と交渉しても埒が明かないだろう、との意見が出た。自清は差し迫った問題として、（藩の実力者である）村松内膳が、本願領の収公に言及

しているので、大社の修理免として存続されるよう訴訟すべきだと述べている。

また二月十三日、自清と島市之丞が松江の寺社奉行所に出向いた際、垂水の話によれば、後日村松は「叡山カラナト断も候へは□（六）ケ敷候間、今一度河内殿へ御窺候而之事たるへき哉」と危惧を述べたという。前述のとおり寛永八年（一六三一）、両国造家が結束して鰐淵寺の三月会出仕を阻止したことがあった。翌九年七月、鰐淵寺栄伝ら十五名は連署で寛永寺の執当を勤める延暦寺の双厳院へこの問題を訴え出、その結果両国造家の対応は撤回されている。村松はこの先例を念頭に置いて危惧したのだろう。かくして例年通り大般若の転読が行われたのは、このような経緯があったからであった。

この時市之丞は、「釿始やかてニて御座候、只今ノ宮迄も鰐衆罷出候、又此度差出、其節何角申も如何ニ候故、兼々ゟ差留申候ハんとの事ニ候」と発言している。釿始、立柱、棟上、遷宮の日取りの勘文は、戦国以来鰐淵寺が撰進する例となっていた。同寺に対する方針が曖昧なままでは、今回の造営においても撰進があるのではないかと危惧しているのである（以上「2覚書」）。その後の藩と大社側の協議は明らかでないが、「日記」寛文四年三月朔〜三日条には「御神事、如例相調」とのみあるため、この時も例年通り鰐淵寺からも出仕があったようである。[8]

しかし閏五月十九日、杵築御造営大奉行の岡田半右衛門からこれまで鰐淵寺が「造営万事の日取」を撰進してきたことについて尋ねられた自清は「近代ハ其分ニ御座候、昔ハ禁中より御日取天文ノ博士共仕候（略）両家談合仕、六七八月中ノ吉日撰可申」と答えている。これは藩に容認されたようで、事実八月廿七日、「釿始の日取（藩主へ）達し仕候間、急候へ」との催促を受けて庁舎に両家上官が寄合い、選出した候補日（九月十六日・十月六日）を記した勘文を提出、九月十日には岡田ら四名の連署で「九月十六日相調候の様に少将様（直政）御意ニ候」との書状が届いている。[11]これ以降鰐淵寺に関わる記事は見られない。またこの間に境内外に存在した寺院堂塔の移転、撤去は概ね完了していた。大社における神仏分離は寛文七年の遷宮を待たず四年の段階で確立していたのである。

文庫の創設

寛文造営をめぐって従来閑却されてきた事柄に、文庫の創設がある。文庫の建設は寛文二年四月五日に井上から提示された幕府の造営計画[12]にはない。同年七月十一日、佐草は井上に面談した際に「御造営の次手、余力を以少々脇ニをバ略仕候て成共、文庫を大社に立申し度と内々国造社家共も望」んでいる旨言上したところ、井上は「一段可然候、何方の社家ニ尋候ても其社の神名を唱うしなひ両部ニ成、本地垂迹などとムサトシタル事計申し、物を知ざる故ニ候間、文庫を立、神書を集候事、能キ心懸[13]」、廿一日、塩見が対面した際には「新規の事ニ候へバ河内守差図ニてハ無之候、一段可然候ハん間、立申様ニ出羽守（松平直政）殿へ可被申達[14]」と回答したという。実は前年の閏八月十五日、両国造家は「御宮へ文庫并書物此度被成候様に、江戸御奉行様へ御訴訟申度」と合議し、計画の差図を浅井道外に命じている。[15]また翌二年正月廿五日には、佐草は幕府紅葉山文庫の書物奉行浅羽三右衛門（成儀）に面会、[16]寛文四年三月廿日には、浅羽より北島左京へ「大社御文庫弥建立の旨、公方様御文庫の御書物、御老中様へ申断、是非一部御寄附被為成様ニと申来候、伊勢の文庫へも御寄進被為成候様ニと内々申断」ったという。[17]

では一体なぜ大社側は元来計画になかった文庫の設立を早い段階から企図したのだろうか。この背景には黒沢石斎が関与していたと考えられる。

黒沢石斎（弘忠、三右衛門）の出自は伊勢外宮の祠官与村氏である。祢宜の檜垣常晨に仕える兄の弘正（三之丞）は、外宮の神学興隆のため神道関係をはじめとする典籍を広く収集公開することを目的として、権祢宜の出口（度会）延佳、宮掌大内人の岩出末清と主導して慶安四年（一六四七）に豊宮崎文庫を創設している。これを賞して出口ら三人は後光明天皇から位階を賜ったが、先例のない事として外宮の社家の一部から反撥を招き訴訟となり、万治二年（一六五九）両者は江戸で対決、

出口側の勝訴となった。この時の寺社奉行も井上正利である。

一方、石斎は寛永十五年（一六三四）に林羅山に入門し、『寛永諸家系図伝』編纂を分担するなど頭角を顕わし、同十八年には松江藩主松平直政に召し抱えられている。この経緯から林羅山や鵞峰、石斎らは豊宮崎文庫創設後に文を寄せており、訴訟中弘正は江戸藩邸の石斎のもとに寄寓し病没している。(17) このような経緯から石斎は兄を通して豊宮崎文庫について知悉していた。

また承応二年（一六五三）に出雲に下向、「親しき学友たる」(18)佐草自清がまとめた杵築大社の概要・由緒の草案に対して、師・羅山の理当心地説に基づいて「此の社ハ自余ノ社にカハリテ正殿南向、柱ハ九本、何レモ丹青ニテ彩リ、彼堊セズ丹ズト云フ聖法神勅トハ事カハレリ」(19)「神明ニ五衰三熱ト云ヘル事、理当心地ノ神道ニハ一向ニナキ事ナリ、皆浮屠ノ託説妄語ナリ」(20)と、当時大社においてなお残る戦国以来続く両部神道の余風に繰り返し批判を加えているが、「社中の人々あまた是を見及び（中略）普く人のもてはやす書」(21)となって社中に受け入れられていた。恐らく豊宮崎文庫の話も石斎から聞き知っていたのだろう。

「2覚書」によれば、この後佐草は、寛文二年八月廿二日、江戸から帰国の途次、尾張熱田社伝来本の「禁河之書十二部」を書写し所持する伊勢神戸（鈴鹿市神戸）の真言僧・林光寺に面談して書物を借用した。廿四日には、島は千家国造家に送ることになっていた、あらかじめ内宮の権祢宜腹巻主膳が道外に書写させていた秘伝の「神系図、外宮御鎮座之記」を受取り、両人は、石斎の甥で弘正の嫡男の与村弘俊（三之丞）の案内で豊宮崎文庫を見学、次いで林光寺から「日本紀神代巻抄」を借用している（借用した書籍は千家北島両家で書写され、十二月七日、年頭使として江戸に赴く千家主水に託して返却された）。

寛文四年（一六六四）五月十二日、弘俊から送られた弘正著述の「（神道）弁疑集」「中臣祓ノ（集）抄」が出雲の佐草の許に届いている。(22) 閏五月廿四日、佐草が前年弘俊から得た「外宮の文庫差図」の写を大工茂左衛門が更に書写、「引なをす所ハなをし」ている。(23) かくして文庫建設後は、大社造営費の内余剰として残った銀一〇貫四六〇匁をもって「神・哥書、儒書」を購入、文庫に納めている。(24) ただし同十年六月の自清の日記の抄録（北島国造家所蔵）には、

> 一、同廿五日、御宮文庫之御書物［去冬、岡田半右衛門殿京ニ而佐草左衛門（直清）等談合ニ而買と申云々］当地森山六郎右衛門舟ニ而大坂ゟ積廻、昨日着岸、今日文庫へ納ル也

ともあり、実際に蔵書が整えられたのはこの頃と考えられる。

このように大社における文庫は、伊勢外宮の豊宮崎文庫を参考として企図された。豊宮崎文庫の情報は創設の主導者の一人与村弘正の弟、黒沢石斎により伝えられたとみられ、建設は幕府の賛同も得て進められ、寛文七年（一六六七）の遷宮までには建設されたと考えられる。これは貞享三年（一六八六）に開設された内宮の林崎文庫よりも早い。明治七年（一八七四）には、前年十一月に松江の旧修道館に設けられた松江書籍縦覧所に続いて、出雲大社境内の仮中教院にも「書籍縦観所」が設置されたが、閲覧に供された書籍類は、文庫内の皇漢洋の書籍に加えて社家から提供された典籍、それに日誌新聞紙であった。これは東京府書籍館（明治五年）、京都の集書院（同五年）などに次ぐ設置であった。(25) 杵築大社における学問興隆の志向は近代初期にまで脈々と継承されたのである。

註

（1）黒沢石斎『懐橘談後編』（谷口為次『出雲文庫第二編　懐橘談前後編・隠州視聴合紀』松陽新報社、一九一四年）所収、一四一頁。

（2）『大社町史』上巻（一九九一年）七〇〇〜七〇一、七五九頁

（3）従来の研究では、山崎裕二「出雲大社の寛文造営について」（『名草神社三重塔と出雲大社』所収）、西岡和彦「唯一神道の再興―寛文度の造営遷宮考」（『近世出雲大社の基礎的研究』大明堂、二〇〇二年）が詳細に考察している。

（4）「鰐淵寺一山連署書状」（古代出雲歴史博物館所蔵。「シンポジウム江戸時代に出雲大社から仏教色が払拭されたのはなぜか」いづも財団叢書2『出雲大社の造営遷宮と

地域社会［下］』今井出版、二〇一五年）所収、一七二、一七五〜一七六頁。
（5）山崎裕二「出雲大社の寛文造替について」（『名草神社三重塔と出雲大社』八鹿町教育委員会、一九九七年所収）
（6）「井上正利・加々爪直澄連署書状」「塩見屋成書状」（北島国造家文書。村田正志編『出雲国造家文書』清文堂出版、一九九三年）所収、四〇九〜四一〇頁。
（7）「2覚書」寛文三年正月廿日条、前掲（5）所収「御造営日記」一〇九頁。
（8）（9）（10）（11）前掲（5）所収「御造営日記」一一二頁、一五一頁、一七八頁、一八一頁。
（12）（13）（14）（15）（16）前掲（5）所収「御造営日記」九二頁、九六頁、九五頁、八八頁、八九頁、一一四頁。なお浅井道外については、いかなる人物か明らかでない。熱田社の社僧の林光寺（鈴鹿市に現存）と知人であり、佐草らは道外の紹介状により書物を借り受けていること、千家国造家において立春の日に「蘇民将来子孫門」の札を門に貼るのを止め榊を立てるよう指図していることから、尾張ないし伊勢の神道家ではないかと思われる。
（17）『宇治山田市史資料』一四六、人物篇5「出口延佳」（一九二八年、稿本。伊勢市立図書館所蔵）、『宇治山田市史』下巻、一二二〇〜一二二四頁。佐野正巳『松江藩学芸史の研究』一九八一年、明治書院）九〜一一頁、与村弘正「勢州古今名所集」（増補大神宮叢書一六『神宮随筆大成　後編』二〇〇八年、神宮司庁）
（18）（21）前掲（1）一三九〜一四〇頁、（19）（20）『懐橘談』一〇三頁、一〇七〜一〇八頁
（22）（23）前掲（5）所収「御造営日記」一三四頁。同日条には「弘正ハ松平信州綱隆朝臣ノ家来黒沢三右衛門の兄也、今の三丞ハ弘忠甥ナガラ婿也、佐草自清、弘忠ト内々知音ナル故を以、去ル寛文二寅ノ八月、江戸より帰国の刻致参宮、三丞ニ知ル人ニ罷成、此書物共誂、写申候」とある。
（24）「大社造営一紙目録」（佐草家文書）
（25）岡本雅享『千家尊福と出雲信仰』（筑摩書房、二〇一九年）一二一〜一二三頁、藤岡大拙「松江書籍縦覧所について」（『島根女子短期大学紀要』二四号、一九八六年）、

「（表紙）寛文二寅年卯月七日
本願出入ニ付江戸日記
佐草自清」

「（内表紙）寛文二年壬寅卯月七日
本願出入之事有り
江戸ニて覚書　佐草自清」

卯月十六日ノ状ニ
一、千家主水誂物、京都ニて薄浅黄小紋ノ地之能長袴一具
上々
一、薄浅黄小紋長袴
一、類字名所歌一部　　一、粉不入鳥子二三十枚
一、同人誂高辻三対筆、四五匁か

六月十八日
頭被仰候、河内殿御意ニハ、只両人之者慈悲ハ加へ候へと被仰候、宮内申上ハ、御意之通左様存候こそ、先日申上候ことく去年参府仕候以来申合候ハんと色々塩見ヲ頼、色（々）異（欠）見ニ候へ共不承引申、今度訴状上ル義、出羽殿色々再三御異見候へ共、承引不申候、本願ニ仕出羽殿裁許うけ不申も断ニ候哉、出羽殿ニ而裁許ナラハ証文ニ不及、国中諸人能存タルヿニ候へ者、各様ハ天下ノ鑑ニて御座候へ共、遠国御不案内ヲ頼、如此訴申上□（候）キ、為（二として）大社唯一神道ニ候へ共、近代両部ニ罷成候□□（か神）道再興之時節ニ可罷成前表ニて三十年以来仏退、只□（今）ハ十ニ一二残り申候、乍恐御言葉ヲかり申度□申上候□（所）、其方ゟ申上候へ、洗スヽギタル様ニ仕候へ、両部ハ国造・其□（方）共比興ト御意被成候キ、扨廿七日又甲斐守殿へ罷出候へと御意ニ候、退出、次ノ間ニて家老衆先日悪口ノ儀

＊稿者註、「**頭**」は、佐草自清が本日記末尾及び次項の「頭」を付す文と一連であることを示す記号として付したものである。

江戸御老中様、諸奉行衆、御寄合日

弐日　　四日　　十二日　　廿二日
御立合　六日　　十四日　　廿五日
御内寄合　九日　　十八日　　廿七日
　以上

六月十八日

頭返答当座不申、三ヶ条断斗申候段、奇特神妙候、扨訴状文躰丸三右感入之由被申候、高野ノ衆徒方遍（ヘン）明院、普門院、又京ノ本法寺近付ニ罷成、何も感シ被申候キ、罷帰、様子塩見殿へ申、信州様へも被申上

一、六月廿一日、国本へ状遣ス、同廿二日、塩見殿本願対決之様子、国ノ家老衆へ之状ニ加判、両人も仕ル、同廿三日、御中屋敷ニて古法眼天下一双洛中ノ屏風見物

一、同廿五日、後醍醐院願書・宝剣ノ綸旨・頼朝（三通軸之物）、造営証文三、裏打、落合利兵衛ヲ頼、渡ス

一、寅ノ卯月七日、一昨日晩、塩見小兵衛殿、河内殿御内福（フク）井~~弥五左衛門~~源五兵衛と申用人ノ方へ、河内殿御宿ニ被成御座時罷出度旨問合ニ状遣被申、明後七日ニ御出候へと返事在之、次市丞・宮内ヲ塩見殿ゟ呼ニ来、被申様ハ、御造営証文四五通択置候へ、河内殿へ持参可申由ニ付而択申也、千家殿ゟ御造営証文十一通之内、八十八代後深草院之国宣二通、内一通ハ国衙正税半分ヲ仮殿造営ニ被寄との国宣、又一通者神躰雨露ニ被侵御之由、御殿造畢候ハヽ、他ノ社者遅々候共今年中ニ御遷宮候へ、御神宝御調進可在之との国宣也、年号ハ両通共ニ弘安三年也、元ゟ付紙悪敷ヲ宮内年代記ニテ考之、付札仕直シ候、一通ハ元亨三年（高時ト修理権大夫合判）、一通ハ亀山院ノ国宣、一通ハ応永十二年出雲守護代松田掃部入道へ状、已上五通也、北嶋殿ゟ綸旨一通、承久二年ニ□（仕）ル正殿仮殿之記録一通、已上二通也、

右七通ヲ塩見小兵衛殿へ両人渡置申候

一、同日、早朝ニ塩見小兵衛殿一人、河内殿へ為御使被参、口上、出羽様被仰趣先日者家来并社人両人被召寄、被仰聞、一通御目録之趣御尤ニ存候、最前ゟ出羽守も存申上通、上様之御事とハ乍申、御事多所へ御訴訟申上儀、如何敷御座候へ共、出羽守雲州御預ケ不被成以前ゟ御訴訟仕義ニ~~仕~~候、然者本社斗正殿造ニ新御造営可被仰付旨忝奉存候、残所ハ破損修覆と被仰義御尤ニ存候、就夫出羽守存寄御座候間、此小兵衛ヲ河内殿迄進通、扨塩見殿被申上様ニハ、先日御書出シ被下候、罷帰、とくと出羽守拝見仕候、積り仕せ候ハん義、悉皆新御造営ニ御座候ハヽ、いか様も積り見可申候、修覆と御座候而ハ何共方図知レ不申、只今難成候、国本へ申遣候而ハ俄ニ参かたく候、然者此節又候哉延引ニ罷成候へ者、大社破滅ニ候間、石垣、地形等其外人足之儀ハ御奉公ニ可仕候、扨御宮并修覆之料物被仰渡可被下候、先日塩見ニて被仰聞候、大己貴ハ伊勢ニ続キタル神、日本六十余州ノ一ノ宮ハ皆大己貴也、又日御崎ハ大社ノ末社タルニ、大社ヲサシヲキ御不案内ニテ御造営タルトノ御意、か様尊キ大社トハ初而承候、然者御崎御造営ニ千弐百貫御出シ候、大社ハ神威も違タル様ニ被仰聞候上者、其キボ御座候様ニ御校考被遊、御金高被　仰出候ハヽ、御金次第ニ御造営調可申候間、此旨御老中へ河内殿被仰下候ハヽ、可忝由塩見被申候へ者、河内殿機嫌ニて一段御尤之由ニ候間、此通御老中へ可被仰との御返事ニ候、次ニ塩見被申候ハ、先日社人共ニ御造営証文御覧被成度通御意ニ候、惣別証文数通御座候へとも、先年前本願御訴訟ニ罷下候刻、両国造ゟ数通預ケ置申候、然者只今之本願不首尾之通国造承及、此度ノ社家共ニも四五通持参仕せ候、御覧被成候ハん哉と私今日持参仕候へ共、御尋之所、塩見ハ不存候、重而社人共ニ持参仕せ候ハん哉と被申候へ者、河内殿御意ニハ、大社之事ニ候間、無証文可在之候、我等事か様之物ニすきニて候間、見申度と申候、かさねて社人共ニ被持せ~~被仕せ~~候へと御申候、記録ハ国本ニ御座候、御覧候ハヽ取りニ下シ可申由、此地へハ少正殿、仮殿之様子斗書付タル物持参之由塩見被申

候、此段を宮内・市丞ニ御語り候、
又被申様ハ、国造屋敷所替并社人屋敷之所替、地形仕~~も~~候ハねは不相成事、第一只今之宮地形二十年計前之洪水ニ大山崩、土石流出、宮中ハ池ノコトクニ罷成候、只今地形能仕置候ヘ者、以来者御宮斗御造営之御造作ニて御座候通、河内殿へ申上、返被申候

一、十日晩、市丞、宮内、塩見殿ゟ呼ニ来ル、宮内ハ小瘡ニ痛、市丞参、塩見殿物語ニハ、去ル八日ニ本田美作殿へ出羽守様ゟ御使ニ参、口上ハ、先日河内殿へ申上ル通、日御崎御造営料ニ少御心得被成被　仰付、其上人夫御手伝ハ出羽守ニ被　仰付候ハヽ、御金次第ニ御造営調可申旨御老中様へ被仰談被下候、一通申候へ者委得其意申タル由被申候、昨日九日ニ出羽守様、美作殿へ御逢候間、御直談ニ右之通被仰候へ者得其意申候由、為（ニとして）塩見殿被申ハ、御金被　仰出候ハヽ、大坂ゟ大工・河力（ママ）ヲ雇、杵築へ下リ、御宮立之様子、地形彼是見計、杵築ニ廿日も卅日も逗留仕、地割等積り、万々積立、扨大坂へ上り入札仕候ハヽ、首尾能候ハん由語り被申候、又被申候ハ、明十一日修理、内匠所へ見廻被申可然候ハん、其故ハ一昨日鈴木与二郎所ゟ塩見へ手紙遣し申候、隙ニ候ハヽ、立出候へ、面談申度事在之候、併態御出ハ無用と申越候、然とも寸暇無之候間、市丞、宮内一人罷出、様子聞候へと被申ニ付、宮内ハ足ヲ痛、十一日ニ市丞罷出ル

一、同十一日、市丞、鈴木与二郎面談、然者御簾屋徳甫、大猷院様御代ゟ御扶持遣被下、以勢（伊）・春日ノ御簾ヲ仕来候間、大社之御簾ヲも被仰付被下候様ニと修理ヲ頼候間、此段塩見殿へ申談候へとの事、但御簾代ハいか程被下候とも、其ニハかまい不申由

一、応安元年九月二日、細川武蔵守頼之判 是ハ御教書也、京極治部少、此時之添状、北ニアリ 千家殿ニアリ、付札宮内仕直シ、付申候、初ハ鎌倉武蔵守とアリ

一、同十四日、夜、塩見小兵衛殿ゟ両人ニ一人罷出候へと呼ニ来、市丞遣ス、明朝河内殿へ先日之証文持参候へと御内談承、市丞帰ル

一、同十五日、早朝、御かし馬ニて宮内、市丞両人河内殿へ罷出、奏者湯川~~長右衛門~~長兵衛と申仁ニ而、先度大社御造営之証文又御披見被成度旨御意被成候間持参仕候と申上候、追付河内殿御出、御対面被成候、宮内申上候ハ、御造営之証文・記録等数通両国造ニ御座候、先年本願御訴訟ニ差下シ申候時、数通預ケ持参仕せ候、今度両人共五六通罷下印ニ取合、持参仕候、若御披見被為成候ハヽ、国本へ申遣、取寄、御披見ニ~~可~~入可申と申候へ者、入不申候、内々か様成物御持寄ニ候間、今度所持仕タル斗御覧可被成候、今朝ハ御登城、無御隙候間、預ケ置候へ、緩々と御覧可被成旨御意候、又被仰候ハ、此跡本願も見せ申候、国造手前之証文さう成と被仰候間、宮内申上候ハ、左様ニ而御座候、只今申上通、両国造ゟ預ケ置申候、本願自分ニハか様成古証文一通ニても所持不仕候、則本願証文預り之手形仕置候、是ニ御座候と、河内殿御覧候様ニ兼而両人前ニ預り証跡ヲ置候而申上候、本願事不首尾成様子御座候ニ付、預ケ置申証文共もいまたうけ取不申由申候、扨七通之証文等湯川~~長右衛門~~長兵衛預り置被申、明日請取ニ来候へ由被申、罷帰候、其後出羽様御城ゟ御帰之刻、御目見、御料理被下候、御使棚橋玄蕃殿、扨塩見殿、中村三左衛門殿へ今朝河内殿ニて之様子具ニ申候、石原九左殿も様子聞被申、塩見殿ニて此方へ内語ハ、本願河内殿へ懸御目候証文、国造家ノタルヘキト御意候通、宮内、市丞先沙汰不仕と能候ハんと存候、又本願いか様之謀書を可仕候ハんと御申之由塩見殿、此方両人へ御内語被仰候キ

一、同日、朝、信州様（綱隆）へ罷出、御帳ニ付罷帰候

一、同日、垂水十右殿、卯月二日ノ状、塩見殿ゟ御届

一、同十六日、河内殿へ両人参、一昨日之証文七通、湯川長兵衛ゟうけ取、帰

一、同十七日、栂七郎左衛門殿ゟ使茂太夫ニ而川崎御局様ゟ大社へ御初尾、去年川崎六郎左衛門殿迄来ル、両家并御崎検校へ三ツニ分、二ツ此方へ持せ給候

　請取申銀子之覚

一、丁銀弐百八十六匁六分六厘

右者従川崎様大社へ御初尾慥請取申候、為念如此御座候、以上

国造千家内
嶋市之丞

寅ノ卯月十七日

国造北嶋内
佐草宮内

川崎六郎左衛門様

一、右之銀、壱家へ百四十三匁三分三厘
一、同十七日、塩見殿ゟ両人呼ニ来、去ル十五日、河内殿へ懸御目候証文、太守様
御覧可被成旨、則持参仕、夜ニ入御覧、黒沢杢殿御旗本衆御呼、杢殿御読被成、扨々
無比類御文躰共ニ御座候院宣等也只今ノ日光山御馳走程成ルト杢殿被申由、扨同日
ノ朝、本願方へ森平六殿御使ニ而、所持之証文共御一覧可被成候間、持参仕候へ
と則持参、是又両家証跡一所ニ御覧被成候、先年両家ゟ御預ケ被成候造営之証文
八通之内五通差出シ申由、外ニ大久保石見殿慶長御造営之時御書出シ、柱、金物
念ヲ入候一通、本願ニ申付ルトノ文躰、当所(宛)ヲ切タル也、杢殿被申様ニハ、是ハ
当所(宛)ヲ切タル物之由被申候、大守様御意ニハ、定而其時之国守か国造へ歟之書物
ヲ、本願自分之ニ可仕と如此当所切タルナルベシト被仰之由候、九ッ時分ニ此方
両人ハ罷帰、本願ハ御長屋ニ罷在、御屋敷へハ不罷出候
一、同十八日、朝、阿部豊後守殿　御上使ニ而、大守様へ御暇被進之候、来年日光
へ公方様御成之御供迄被　仰付候由、同日御悦ニ此方両人モ罷出、御目見仕候
一、同日、晩、村松民部殿ゟ御使、御音信、せいろう、もち
一、同十九日、国本へ状両家衆中、民少、長五郎へ一紙
垂水殿へ卯月二日ノ御状届由、此状共町宿迄御届被下候へと申遣ス
一、同日、浅井道外、一昨日当地下着候とて尋被参、一宿候而咄被申候
一、同廿六日、道外来、咄被申
一、雲海ゟ卯月三日状、同廿八日、山忠左ゟ届、弥一右殿ゟ状来、返書之便ニ越被
申由
一、同廿八日、河内殿へ両人罷出ル
一、五月朔日、加々爪甲斐殿へ市丞罷出ル、宮内ハ足ヲ痛、不参
同日、道外来臨
一、五月二日、国本へ状民少、内蔵助、長五郎へ遣ス、垂水殿頼遣ス
一、同三日、川崎殿へ両家ゟ玉串、川六郎左衛門殿ゟ取ニ参、則玉串二ッニ、熨斗
二包添、六郎左衛門殿へ角丞ニ持せ遣ス、日御崎巻数国ゟ来由、書状ハ三所なか
ら添不申候
一、五月大、五日丁丑、朝、雨降、巳刻ヨリ午ノ刻迄晴、朝、河内殿、春斎、修理、
内匠、甲斐殿へ両人礼ニ参、御かし馬ニ而
一、同日、午ノ下刻、河内殿ゟ塩見小兵衛へ御手紙来ル、只今大社ノ社家被致同道、
可有入来候、被仰渡旨有之迚、則馬ニ而三人参、御面談、大社御造営料銀子二千
貫目被仰出旨被仰渡候、両三人御礼申上、次ニ御老中様へ御礼之儀申上、早速致
伺公候へト御申候、次ニ公方様江　御目見之儀宮内申上候ハ、十七年前、御造営
之事　大猷院様被仰出御礼ニ、千家民部、佐草宮内両人御目見仕、尚公方様へも
御目見仕由申候へ者、左様ニて候ハんつれ共、伊勢内宮御造営之時も御目見ハ不
仕、御老中迄御礼申上候間、左様仕、御造営調御礼申上可然候ハんと河内殿被仰
候、次ニ御造営御奉書之事申上候、是モ御奉書ニ不及、河内守殿ゟ両国造へ御返
事ニ委可被仰遣旨、御意被成、其ゟ罷帰候、出羽様御屋敷へ罷出、夜ノ五ッ半ニ
御目見仕、両大工も御目見仕候
一、同日ノ夜、伴助太夫を以本願被召寄、公儀へ目安指上申由、いか様之事申上候
哉御尋被成候、但出羽様御尋被成候とて、公儀へ上りたる公事、御聞可被成ニ而
ハ無之候へ共様子御聞候ハンとの事ニ候へ者、本願申様ニハ、御造営御銀子事済
申上ニ而、両人之使者と是非一公事仕覚悟ニ御座候ト申上由、塩見殿御語被成候
一、同六日、朝、出羽様御造営之銀子之御礼ニ、雅楽(酒井)殿、豊後(阿部)殿、美濃(稲葉)殿、河内殿

へ御礼ニ御出被成候

一、同日、両人御中屋敷へ罷出、信州様、上野様（近栄）へ御目見仕、御前様へも罷出ル

一、同日、塩見小兵衛殿御使者ニて、両人ニ御指添、加々爪甲斐殿、鈴木修理、木原内匠へ大守様ゟ御礼ニ被遣候、其後河内殿へ両三人参、~~此中~~今朝御老中様へ御礼ニ社人共可参候へ共、~~昨~~今朝者出羽守殿先御出候ニ付、社家共ハ明日可罷出候、今日者加々爪甲斐殿へ御礼ニ参候迚御内衆ニ塩見殿被申置、其ゟ甲斐殿へ参、御留守ニ而御内奥津夫（武）兵衛ニ申置、帰候

一、七日、朝、大守様ゟ市丞、宮内両人ニ、山田弥五兵衛御さし添、御老中へ被遣候、先御月番ニて阿部豊後守殿へ参ル、持参御玉串ニ熨斗三本包添、今日御寄合御評（定）欠所へ御出、御対面無之、御帳ニ付、其ゟ雅楽殿へ参ル、折節御客御座候而御対面無之、玉串両使ノ書付上ケ、御覧候而太守様へモ御返事、両人へも同前、其ゟ稲葉美濃殿へ参ル、御出、御対面被成候、持参之御玉串ハ御返進被成候、次ニ本田美作殿八千石取被申候是ハ太守様、御公儀へ之御用之御内者也、此美作殿を以河内殿へも御老中へも御造営之儀内々被仰入候ニ付、両人御礼に罷出ル、持参杉原十帖、一本御玉串添へ罷出、御対面、内々御取持故か様首尾難有奉存迚宮内申上候、其ゟ帰ニ河内殿へ参但両人斗参ル、御評定所へ御出、御留守、御内衆へ御老中へ廻り申段申、御帳ニ付、罷帰、太守様へ此通有沢織部殿を以御礼申上候

一、同日、河内殿ゟ出羽様へ御使、昨日御礼トノ御出忝由、次ニ塩見小兵衛明日か明後日か罷出候へ、大社御造営御銀之御手形御渡シ可被成旨、塩見自分へ被仰下由、塩見被申候

一、同日、黒沢三右、佐草宮内ニ被申候、昨日春斎（林鵞峰）へ見廻候へ者、伝言被申候、宮内事、先年ゟ存候間、一人手透次第咄ニ罷出候へ由被申候、先日小嶋道慶ニも御伝言ニ候へ共、宮内足ヲ痛、其上無寸暇候故不罷出迚申候

一、五月八日、国本ゟ之状、屋敷伴彦之介殿ゟ持届被申候、上官中状一、民部殿父子一、内蔵助状一、長五郎一ツ、作左衛門一、向掃部状一、玄意方へ之状一ツ来ル、北多兵衛状中ニ、長五咳気仕候へ共早速本復、於六戻り申由、本願へ御預ケ置候証文請取候へと尊光・恒孝御状被下、尊光御状ハ宮内、恒孝ノ御状ハ市之丞うけ取置申候、織部殿・民部殿一紙、塩見殿・助太殿へ一紙、両家ゟ御状来ル、皆本願証文之事被申遣候、但此御状此方ニ控、届不申候

一、同日、朝、河内殿へ御造営銀大坂ニて御渡被下候様ニと窺ニ被罷出、宮内、市之丞も御用候而ハ同道ニ而参、塩見殿御面談、御銀之事無別条候

次河内殿被仰候ハ、今朝本願訴状持参申候、趣ハ、親泉養ゟ二代、三十年在江戸申、致御訴訟候処ニ、在所之者共留守ニ本願神職押領申候故、身勘忍（ママ）ニ而江戸詰仕候、為二（二として）国造と申も今程者買候而罷成居申なとゝ申候、片口に候へ共、本願申通ニ候へハ、神忠不儀ニ不便ニ思召候、御造営之事、先奉行之時者不存、河内守役儀承候而ハ、本願口からならて、わきゟ聞不申候、其上御裁許場へ出候ハヽ、国造之上ナト、ムサト申事いやニ候、内々国造ハ重々敷者と御老中も思召候処ニ、買取居候なとゝ在之事いやニ候条、従出羽殿御差留候様ニとの御口ふりニ候、塩見当座之御挨拶申、被罷帰候、扨御中屋敷へ宮内、市丞両人被召寄、塩見殿、伴助太夫殿様子御聞候間、何ニても本願私領押領仕タル事無之候、少も気遣無之候、後者偽謀計はかり申迚申候、罷帰候

一、九日、朝、市丞、宮内、塩見殿へ罷出、本願目安返答書仕候へと御渡被成候ハヽ入可申間、国本へ証跡取ニ遣申度候、御早飛脚ニて被遣被下候へと申、書状認案書控アリ、両家上官中へ、民少、長五所へ二通斗遣ス此状共、塩見殿持せ遣置

一、同十日、信州様之惣領弁之助様、初而御目見

一、同十一日、朝、信州様、大御前様、殿様へ弁之助様御目見目出度奉存旨申上、罷帰

一、十二日、御城川崎殿へ御造営被仰出忝と、去年九月両国造殿文、御玉串、水引百把一ツ宛取そろへ、川崎六郎左衛門殿頼、栂七郎左衛門殿迄今日持せ遣ス

一、同日、水野左平太殿書状、今晩雲州へ御飛（脚欠）参由ニ付、民部殿父子、長五郎へ状一ツ、左平太殿書中ニ封入被下候へと頼遣ス、為二雲州ゟ去ル二日之飛脚今朝到来、出雲も去ル朔日ニ地震、併何方も損シタル沙汰無之由

一、洛中大地震之御注進、去ル朔日七ツ時ニ京ヲ出ル、牧佐渡殿御飛脚、同五日ノ晩ニ江戸参着、六日ニ天気窺ニ早乗物ニテ御上使、六日朝御屋敷ニテ沙汰在之

一、同十三日、朝、塩見殿へ両人参、御申候ハ、昨十二日御大寄合日ニて候間、塩見小兵衛御評定場へ被罷出候へと、一昨十一日ニ井上河内殿ゟ被仰下ニ付、昨十二日朝罷出候、阿部豊後守殿・稲葉美濃殿御奉書ニ而、大社御造営料銀子弐千貫目度々ニ被相渡候へと、大坂御町奉行松平隼人殿、彦坂壱岐守殿、御銀奉行四人へ被遣候ヲ請取、被罷帰候

右大社御造営被仰出候義并御手形御渡うけ取被成旨、今日御飛脚ニて雲州御老中へも被仰遣候

一、同日、塩見殿へ河内殿被仰候ハ、本願とかく共たさす公事申候、此上ハ聞手ニ候間、公事ヲ聞てハ不叶事と被申候

一、同日、塩見殿被申候、夜前本願召寄、口上聞、証文抔見申候

一、毛利殿本願へ知行ハ、天正四年輝元判物也、知行高ハ無之、武志村、古志村、智（知井）居宮村と在之

一、堀尾帯刀殿御判物も知行高無之、武志村、古志村、智居（ママ）村斗所付在之由、但年号ハ失念之由

一、大久保石見殿御判物ニ、三百五十石と在之由

一、本願と改名ハ天正年中也、其以前修理と申者之筋目ノ由申候

一、杵築七浦ゟ正月十一日釿始ニ、鰤、するめ、本願へ取、両家へ佐草、長谷、宮大工共ニ料理仕候、七浦も所務仕候へ共、是も国造押領仕、只今者国造代官共所務仕由申と被申候

右之趣、委細両国造殿へ申遣ス

十二郷証文、彼是無残御持せ被下候へと今日状塩見殿頼遣ス、垂水殿へも状添遣ス

一、同日、塩見殿御語、先年本願ヲ相手ニ被成、両国造、別火一所ニ成、公事ヲ仕、本願理運仕候而、別火ハ遠嶋へ流罪、長谷、佐草ハ宿所ヲ点定被仰付との帯刀殿御判形在之由、是も慥ニ見申タル由

一、只今之国造ハ、石州銀山之銀掘ニて候、国造職買候而罷成由申由

一、同十四日ニ、雲州へ御飛脚、御造営料御手形迄相済申旨被仰遣、宮内、市丞杵築へ之状も同前ニ被遣候、本願証文越被申様ニ申遣ス、塩見殿ゟ松江御（家欠）老中へも被仰遣候

一、同十五日、水左平太殿、此方両人、塩見殿寄合、本願一巻之（ママ）様子承、本願御公儀へ申上ル趣　一、年頭之御礼申上事　一、清僧（禅）之事　一、証文国造ゟ預不申由

一、毛利殿ゟ天正四年ノ知行判、大久保殿判三百五十石、慶長十一年か、堀（尾欠）帯刀殿慶長十三年か、右之通覚申由

一、同十六日、伴助太殿面談候ハんとて、水左平太殿使来候へ共、宮内足痛、今朝ゟ外料ニ（紀州様御扶持人坂井春徳）見せ申由返事仕

一、同十七日、国本へ本願事ニ付而入証文、毛利殿祭田打渡、堀帯刀殿社領打渡、吉良上野介殿返事等之事申遣ス、垂水殿頼遣ス、状届次第町やと岩甚二ゟ態飛脚ニて杵築へ届候へと被仰付被下候へと申遣ス、此状塩見殿持せ遣ス、此状廿一日晩飛脚ニて国へ参由（中三左衛門殿ゟ）

一、同十七日、伴助太殿へ嶋市之丞遣ス、本願儀ニ付而両人申分御聞候ハんと先日塩見殿ハ両人之口上御聞候間、助太殿も様子聞、太守様へ申上候ハんとの義ニ付而呼ニ来、水左平太殿ゟ宮内足（痛欠）候ハヽ、乗物迎ニ候ハんと助太御申之由候へ共、座敷之中も行歩不自由ニ罷在候ニ付御断申、市丞一人参、先日塩見殿ニても申候間、有増助太ニ語、罷帰ル、今日道外来り、咄被申

一、同十~~九~~廿日、塩見小兵衛殿ゟ使、宮内足痛候共、是非乗物ニ而も罷出候へと申

来、屋敷ゟ乗物かり、乗候而屋敷へ参、塩見殿ニて返答之下書見せ申候而様子申、
罷帰、明日河内殿へ可罷出由、市丞も宮内と同前ニ罷出ル
一、同廿一日、朝、塩見小兵衛殿、伴助太殿両人、本願事ニ付河内殿へ出羽様ゟ御
使トメ被罷出、同日晩両人参候へと小兵衛殿ゟ申来、宮内足痛、市丞参、塩見殿
今朝之様子ハ両人へ一所ニ語可申候、本願差上申候訴状御渡候間写帰、内証ニ而
返答書仕置候へと隠密ニて被下候
一、同廿二日、返答書草案、宮内仕候
一、五月廿四日、夜、本願訴状返答書之案書、塩見殿へ持参、両人罷出ル、水野左
平太も被参、扨塩見殿存寄ヲ書加へ減シ候市丞ヲしかり被申候、先日返答書被仕
候へと訴状見せ申候処ニ、何と心得被申哉、山々之油断との事ニ候（国造次第使者之義、
前後ノ義も当月次第ニ書付申候）
一、同廿五日、朝、又塩見殿へ被呼寄、弥草案儀定、山中忠左ニ清書頼候へとの事
ニ而、信州様へ参、今村左太殿ニ申断、山中忠左衛門頼清書、此時黒沢三右衛門
殿文躰所々直シ被申、千家殿十四代之中、二代聟名跡、千家所之上官他国他人ニ
て無御座と在之処ヲ、千家氏族ノ上官、他国他姓ニて無御座と黒沢直シ被申候処、
宮内断、右之通ニ仕候、元勝ハ米原筋ニて出雲姓ニて無之間、其心ニて断申事ニ
候
一、本願、河内殿へ、国造ハ銀山ノ金掘り、或ハ鰯~~之~~売ノ子共買候而相続仕罷在と
申上ル由、塩見ニ御語被成ニ付、別而返答書仕事ニ候、塩見殿ハ北嶋殿ヲ最所（ママ）ニ
書候へと被申候へとも、当月次第ノ断市丞申ニ付、如此ニ候
一、同廿六日、弥清書、信州様御へやニて黒沢三右罷在、山中忠左仕候、塩見殿存
寄又少書加申候、其ゟ出羽様御披見ニ入申候とて塩見殿渡シ申候へ共、奥へ御入、
夜ノ九ツニ両人ハ罷帰ル、返答書之次第宮内能覚候て下書仕候事
一、同廿八日、出羽様へ御目見、両人久々相詰、苦労仕候心入能と御意被為成候
一、同日、七ツ時分ニ、塩見殿、宮内、市丞御同道候而、河内殿へ伺公申、塩見殿
ハ先日本願訴状返進、両人ハ返答書認、持参申候、河内殿ニ而取次福井源五兵衛
と申仁、塩見被申様ハ、返答書頓ニ持参可仕ヲ、宮内足腫物痛、致延引候、明日
出羽守発足仕候、其内ニと存、今晩持参申由、河内殿御留守ニて、奏者源五兵衛
ニ渡シ置、罷帰ル
一、五月廿九日、朝四ツ半ニ、出羽守様江戸御発足（中山道御上リ）宮内、市丞も御見送り
ニ致御目見候
一、同卅日、装束袍、差抜并宮内膚付綿入えリアリ、紙袋三、水左平太殿へ頼コト
ツクル、千主（千家）水所へ付札仕
一、六月朔日、朝、信州様へ御目見仕候
同日続、都五月十六日状到来（材木や一郎右衛門ゟ届）御造営料之事済申由、悦申越由候
一、同二日、京都雲海へ状遣ス、湯浅徳右頼遣ス、片岡清兵衛へも遣ス（宮内自分ノ壱歩
出し薪買）
五月廿四日、前ニ書落申事、爰ニ出ス
頭一、本願、河内殿御前ニても、国造ハ銀山之御銀掘り、鰯売ノ子共ヲ買候而罷在
と申義、塩見ニ御語被成候ニ付、本願虚説返答口上覚書仕、別而差上ケ申候、
案書之時、塩見殿御申候ハ、千家殿者近代些六ヶ敷事候間、先北嶋殿代々次第
正シキカラハ前ニ書候へと被申候へ共、市丞当月ノ断申ニ付、使者ノ前後ノ書
付迄も五月ノ事ニ候間、千家殿ゟ前ニ書申候、水野左平太殿御聞被成候、同日、
宮内、塩見殿申候ハ、先日御造（営）欠料御奉書写之裏書判ヲ被成被下候へと申、則左
平太殿御右筆権九郎ニ書せくれ候ハん由被申候
一、六月三日、塩見殿へ両人見廻申候序、か様逗留之内、御宮地割等御大工衆ニ仕
直シ申請度と申候へ者、尤ニ候、併御大工衆へ出羽様ゟ御帷子、袷等持参申、其
後頼候へと被申候、尤と申、控事ニ候、次ニ河内殿、明後朝見廻候へと被申候
一、同六日、朝、河内殿へ両人参、御寄合ニて早朝ゟ御出候、此中ハ河内殿御差合、

今日忌明御出候由、宮内申候ハ、先日ノ返答書入御披見候哉と尋申候へハ、いかにも御覧被成候、九日御内寄合ニ甲斐殿と御談合ニて様子知レ可申迚福井源五兵衛被申候、其ゟ浅草へ参、御船見物

一、同九日、早朝ニ井上河内殿へ加々爪甲斐殿ゟ塩見小兵衛殿、伴助太夫殿へ一紙ニ御手紙、嶋市之丞、佐草宮内両人ヲ只今加々爪甲斐守ノ私宅へ可差越旨、此手紙塩見殿ゟ持せ給、かし馬ニて両人甲斐殿罷出ル、御帳ニ付、公事七八人御聞被成候而、奏者丸三右衛門、奥津武兵衛、何も出家者外縁ニ御置候而御聞被成候、日本ノ寺社二百五六十人斗集ル内ニ、社家ハ六人在之候、扨宮内、市丞外縁迄罷出ル、内へ入候へと河内殿御意ニ付、両人内へ入、本願も未明ゟ詰ル内へ入候へと被仰候、扨申上候様ハ、先此佐草宮内ハ先年爰元小石川ニ流浪仕、辻薬売仕候、七八年前ニ帰国、佐草家へ養子ニ参候而、本願家ヲ削申候、次ニ嶋市丞ハ森内記殿内ニ歩奉公仕候、此者兄十兵衛と申候而、曽称源左衛門殿ニニ今(今ニ)歩奉公仕候、次ニ千家尊能ハ日御崎之矢田六左衛門と申者之内ニ船頭仕申候か、国造職買取相続申なとゝ申、其ゟ己か身の在江戸二代苦労仕、段々申候、高声ニせき候へ共申候、次ニ此方ゟ嶋市之丞返答申候ハ、今度御造営被　仰出、難有、御礼トメ去年罷下候刻、両国造被申聞候者、本願事内々国造へ不義、其身法外之仕合至極仕候へ共、此忝時節万々猶加穏便、於江戸万事申合、御公儀へ罷出時分ハ少々案内者をも仕せ候へと被申付候故、去十月六日下着、明ル七日ニ人遣、八日ニハ出羽殿へ罷出、九日ニ両人、両大工をも召連見廻申候へ共、留守と申、出合不申、剰明十日ニ使ヲ越、此節両人ニ参会者御公儀様之御意ナラテハ面談仕間敷候間、重而ハ使ニてもさし越申なと申候、此段安(案)外ニ存、塩見小兵衛、伴助太夫へ様子語、異見被仕候様ニと申候、扨河内様へ罷出ル時も又御大工衆へ罷出候刻も、塩見、助太節々本願へ異見申候へ共、不承(ママ)引不仕、只今存あたり、か様之たくミ驚入と申上候、此間ニも何かと申候を、本願せき申なと河内殿言葉押被成候、扨宮内申上候ハ、本願無跡虚言斗不申共、其方訴状三ヶ条之申立ヲ先仕候へ、其申分仕候ハん、先本願訴状三ヶ今度難有被仰出、御礼一篇と奉心得、御造営之記録さへしかく持参不仕、漸七八通罷下印ニ両人持参、河内様ニ懸御目候キ、まして本願か様公事可申とハ努々不存ニ付、本願ニ付而之証跡持参不仕候、但本願訴状二ヶ条目ニ書上申候、天下ゟ御代々御建立之文書、本願家ニ被下候と申上候、寛永十六年ニ御訴訟ニ、両国造ゟ本願師・弟子当府差越申刻、古証文八通持せ申候刻、本願預状者此節証文請取候へと被申付候間、持参仕候と申上候、差出シ申候、則目安よミニ御よませ、本書八通兼而本願手前ゟ河内殿御請取被成置候と相見、封シ包ヲとき、本書御控一々御読合キ而候キ、扨預り状ヲ本願ニ御見せ、定而其方判たるへきと被仰候へ者、本願私之判ニてハ無之と申上候、宮内申候ハ、本願ハ只今ハ左様申ニて可在御座候、然共国造御造営ノ証文ニ事闕候而、本願所持之証文いかにほしきとても、見も仕ぬ書ヲ一字も不相違様ニ書写、本願師・弟子ノ謀判可仕様無御座候、宣養ハ印判、文養ハ書判ニて御座候と、先日河内様ニ懸御目申候ハ、両人罷下印計ニ御座候、国造手前ニハいか程もいまた御座候へは、何ニ事闕似せ可仕候ハん哉と申上候、本願申様ニハ、大社ニ板ニ書付置申候間、其ヲ写申たる物ニて候ハんと申候、甲斐守殿御意ニハ、本願預状ノ当(宛)所、進上尊能様と有之ハ誰か事か、と此方へ御尋被成候間、国造千家名乗ニて御座候、今一通ニハ則進上国造北嶋様と御座候、と申上候へハ、甲斐守殿御意ニハ、河内殿御覧被成候へ、進上書ニて候と被仰候、次河内殿此方へ御尋被成候ハ、本願ハ目代左衛門尉と申者之筋目と申候か、其通かと御意被成候、宮内申上候ハ、左様ニてハ無御座候、国造預ケ被申八通之証文之内ニ、目代左衛門尉と御座候か一通有之候、其ヲ本願見はつり本願申物ニて可有之候、あの本願ハ清(禅)僧ニて御座候と申候へは、本願此方へ申様ニハ、清僧ナラは本寺可有之候間、本寺ヲ申候へと申候間、此方申様ニハ、いかにも本寺も其方寺之名も在之候間、高声ニ不申とだまり候へと申候、扨河内殿此方へ御意ニハ、本願ハ如親法躰仕候へと出羽殿御差図キてを以当地ニて法躰仕タル申候か、左様かと御意候へ者、其通ニて御座候と本願申候間、

宮内申様ニハ、左様ニて無御座候、何とて出羽殿本願法躰之さし引可被成候ハん哉、其証拠ニハ、本願預状ニ、大社本願宣養、同文養と御座候、文養とハ只今之本願名ニて候、俗名ニ文養と申名ハ御座有間敷と申候へ者、本願申様ニハ、国造北嶋広孝ヲ広孝と書候而きやうあんと申候、左様申さぬかと宮内へ申候間、宮内、河内殿へ申様ニハ、本願もんもう成儀御覧被為成候へ、広孝ノ二字、唐音ニ仕候而も、きゃうあんの声ハ御座有間敷と申候へ者、御両人様共ニ御笑被成候、扨申様ニ、本願事、爰元参上仕候而も、暫清僧十七八年已来あの躰ニ罷成候、出羽殿家来共不残存候へ共、是ハ国造荷担一篇ニ仕候と前角申上候へ者、証人ニ取不被申候、本願師・弟子当地致参上砌ハ、糀町かち五兵衛と申者ノ所ニやと仕候、只今成共被召出、御尋被成候へハ、いかにも清僧ニて御座候と之段知れ可申と申候へ者、本願閉口仕候、次ニ宮内申候ハ扨河内殿御意ニハ、去年も本願ニ申候此八通ノ証文ハ、国造手前之証文たるへきと申候キ、早々返シ候へと御意被成、則此方両人被下候、次預状者本書戻候からハ不入物ニ候間、此方へ渡シ候へと仰ニ付、畏候由申候、暫候而、又御意ニハ、此預り状、我等手前ニ置候ハんか、但本願仕ル預りナラハ、其方へ請取候ハん哉と被仰候へ者、本願へ被下候へと申候而うけ取申、扨本願申様ニハ、此度可被下御判ハ私ニ被下候ハん哉、如何被成候哉申上候へ者、重而吟味次第と御意被成候、次宮内申上候ハ、本願知行三百五十石所持仕と申上候儀、返答書仕ことく、終不承及と申内、本願証文両人ニ見せ候へと御差出シ被成候、請取、先輝元判形ニハ、是ニハ知行高無之、村付斗也、神門郡之内、本願領智居（知井）宮、古志、武志三ヶ村、天正四年之判形也、是ニハ手ヲ不付、次ニ大久保石見殿ゟ本願領三百五十石、慶長八年之判形、但村付ハ無之候、是ヲ宮内よミ候而申上候ハ、返答書ニ仕候通、此石見殿判形ニ不審御座候、如何トナレハ、出雲、隠岐両国者、従　権現様堀尾帯刀殿拝領、大社領二千七百石も帯刀殿支配之内ヲ取分、本願領斗へ御判被遣候儀不審ニ御座候と申上候へ者、本願何角申さうニ仕候処ニ、河内殿御意ニハ、両人之者不審尤ニ候、帯刀殿拝知高之内へ石見判形ハ出間敷と御意被成候、次ニ帯刀殿判形、慶長十二年知行高者無之、智井宮、武志両村在之、よミ候而宮内申上候ハ、此御判ニも不審御座候、其故者、慶長五年関か原御帰陣霜月かに、帯刀殿御入国、明ル年国中御検地被成候ハんとの事ニ候へ共、稲ニ虫付、耕作悪敷ニ付、三年目慶長七寅ノ年御検地被成候、毛利殿時ハ田一反三百六十歩ヲ、堀尾殿三百歩ニ被成候ニ付、大分打出申シ御取上、社領高ハ右之都合ニ御座候、本願知行も其刻ゟ至于今知井宮之内ニて取申候、武志村堀尾殿時本願領無之、然者山城殿没収被成候哉、帯刀殿ハ堀尾ノ元祖山城殿、此跡ヲ相続、何とて帯刀殿御判之知（行欠）ヲ被召上候ハん哉、是ヲ存候へ者、不審ニ御座候と申上候、本願菟角返答不仕候而、祭田検地帳差出シ申候、宮内申候ハ、両国造知行之帳、其方所持ハ仕間敷と申候へ者、此方へ見せ申候、祭田・修理田検地ノ清書一帳ニ認タルニて有之候間、宮内申上ハ、本願差出申帳、則証文ニて御座候、其故ハ、修理免ハ新地悪所ヲ本願ニ被宛行ヲ断申候へ者、修理免ニ被成置候と申上候、左様ニ御座候ハヽ、何ニとて祭田一帳ニ結置候哉、三百七十石ゟ指出候修理免無紛証拠ニて御座候迚申上候へ者、今日ハ御裁許数多ニ候間、重而御覧可被成由御意、次ニ今之古宮造営入目千五百両斗入タル目録二通差出申、河内殿御意ニハ、何とて此目録、頓ニ本願ハ不差出不申哉と被仰候、本願申様ニハ、此両人之者共おさへ申候、本願者一間四方ニ成共、上様ゟ御建立被成候へ者難有奉存候旨、右京様、出雲様へ初ゟ申上候へ共、佐草おや千家民部と申者、先年致参府、大社ハ卅六丈、十六丈と申上候、於ニ（今ニ）今社家共も正殿・仮殿造リナト、、ムサト仕タルヿ大創ニ申上候○と申候間、此方申上候様ハ、先此両人押申たるとて

○只今ノ宮ハ権現様御建立、是ヲ仮殿造ナラハ、権現様ハかり者将軍ニて可有

御座哉と申候

私共下知ニ付、本願ニて無之、其上御公儀様御意ナラテハ面談仕間敷と、去年本願申通、今日只今初而参会之仕合ニ候、其上正殿・仮殿之儀者、旧記先日河内様へ懸御目候、只今ゟハ御取返シ被下候古証文ニも、仮殿造営之事御座候、此段大

社之事本願少も存事ニて無之由申上候、双方共ニ罷立候へ、重而御聞可被成御意ニて退出仕候

一、同日、未ノ刻、雲州ゟ証文箱一ッ早飛脚、七里ノ村次ニ森勘右衛門と申足軽之者一人御差添、松江ヲ五月廿九日ニ罷立、十日ふりニ下着、村松内膳殿被入御情之由、垂水十右殿ゟ状来ル、甲斐殿ゟ直様御中屋敷へ参、塩見殿、南七郎左殿、伴助太殿、今日之様子語候、同日夜ニ塩見殿同道ニて信州様へ罷出、御前ニて対決之様子具ニ申上ル、御料理被下、退出杵築ゟ両家上官中状一、内蔵、民部殿、長五郎状、別火父子ノ状来ル、神光寺状来ル

一、同十日、朝、上野様へ申上ニ塩見殿御同道ニて罷出ル、上野様へ市丞様子少申上候処へ、信州様ゟ御呼被成、上野様ハ御聞不被成候

一、六月十四日、先日対決ニ、本願悪口之断、追目安心（マヽ）ニ仕上、可然候ハんと塩見殿談合

一、同十五日、塩見殿宮内参、談合

一、同十六日、宮内書物之下書仕、山中忠左へ清書頼、黒三右ニも見スル

一、同十七日、右之書物持参、河内殿へ両人参、御留守、取次安西佐左衛門申者ニ申置、帰ル

一、同十八日、甲斐殿へ御内寄合日ニ而両人罷出ル、奏者丸三右衛門、本願も早朝ゟ罷出ル、先両人訴状、宮内持参、罷出候へ者、河内殿御意ニハ、何ニ罷出候哉と被仰候、宮内申上候ハ、先日本願御前ニて悪口仕候へ共、先彼者訴状三ヶ条肝心ト存、悪口申分仕残候、国造千家儀苦々敷申上候御断不申罷帰候ハ、無本意様ニ可被存候、次ニ私共不存者ニ候へ共、国造代ニ公方様へ御目見仕者之事ニ候間、とかく御断申上度存、如此と申上候へハ、よミ候へと御前へ被召寄、宮内よミ申、扨堀尾殿打渡目録、若狭（京極）殿、出羽殿只今ノ本願、式部、長谷へ起請、常灯寄進状経家、晴久、元就、正巳濫行ノ時佐世状、右之通懸御目候へ者、河内殿御意ニハ、神罰也、甲斐殿御意ニハ半気遣（マヽ）自滅候と

（表紙）
「　十五
寛文二寅八月○十五日　江戸
発足仕ヨリ、同十二月廿七日迄ノ日記
御造営地割等
色々ノ事アリ
佐草自清
覚書
寛文三卯年も在之　」

江戸御社奉行

一、井上河内守殿御内

中嶋清右衛門
家老　磯野勘左衛門
出頭　湯川長兵衛
同　福井源五兵衛
同　上原治右衛門
同　安嶋庄右衛門

一、加々爪甲斐守殿御内

丸三右衛門
家老　奥津武兵衛

一、寅ノ八月十五日、塩見小兵衛殿へ両人暇乞仕、両家へ返事うけ取、未ノ刻ニ江戸発足、両大工共も同前、品川ニ泊ル

一、同廿二日、勢州桑名ニ着岸、其ヨリ参宮

一、同日(マヽ)、同廿二日、同国神戸ニ泊リ、林光寺と申真言坊、初ハ尾張熱田社僧六坊之中ニ而、神道ヲ心懸、尾州ニ天下三ツ宝蔵在之中ニ、大神宮禁河之書十二部在之候ヲ大略写、山田ノ龍(龍野)ノ伝左衛門へも林光寺ゟかし申之由物語被申候、浅井道外知人にて、常州鹿嶋ノ大宮司ニも写させ申候、此度も道外状ヲ宮内、市丞取候而、林光寺ニ知ル人ニ成、書物かり申候、預り手形仕ル、林光寺へ銀三匁両人之持参ニ仕候

一、同廿三日、勢州内宮ニ宿仕候守リ屋徳太夫其ゟ道外書状付申所、腹巻主膳方へ人遣、主膳見廻被申候、向井一学と申人、是又見廻申候、七ノ神主へも状遣ス、何も此方之宿へ柿持参、主膳へ宮内、市丞持参、銀壱両、外ニ初尾三匁、玉串、兵部へも両人ゟ銀一両持参、市丞、角丞、孫市ハ主膳旦那ニ罷成候

一、同廿四日、内宮ヨリ先参宮、次ニ外宮、扨主膳所ニて振舞被申候而罷立候、主膳ゟ秘伝之神系図、外宮御鎮座之記等道外当夏装束ニて主膳写させ、千家殿へ遣ス、市丞うけ取申候、其ゟ罷立、外宮与村三丞へ黒沢三右状ニて両人参、近付ニ罷成、文庫ヲ三丞案内ニて見物、其ゟ龍伝左衛門へ参、銀一両持参、面談申、林光寺ゟかし置被申候日本紀神代巻抄かり申候林光寺ゟ伝左へ状取参ル、其ゟ小畑ニ泊、同廿八日上京、片岡清兵衛へ宮内参

一、同廿九日、楽人辻伯耆所へ、子息上左兵衛江戸ニ罷在候ゟ大社へ楽相伝之談合状持参、留守ニて状置、罷帰申候、此中南都へ伯州ハ参由、同日御双紙屋林和泉所へ浅羽三右殿ゟ状取候而、日本之書物共書写之事頼参申候

一、片岡清兵衛殿ニ、両家之御証文修覆之事頼置申候、注文代渡置申候

一、同五日、大坂下着、七日ニ大坂発足、同十二日ニ伯州へ米子着、同名長五郎久病弥再発之飛脚到来、角丞先様へ戻シ申候

一、同十三日、松江へ帰着、垂水十右殿へ面談、江戸之様子物語仕候、十右も大庭浄音寺、いさなき遷宮之事ニ付、当春以来出入被申様子、委細市丞、宮内ニ語被申、宮内去年外遷宮之時ノ出入之次第語申候

一、同十四日、岡田半右殿、瀬田与右殿、香西太郎右殿、中村三左殿へ見廻、何も面談、江戸之様子有増語申候、三谷権太夫殿へも同断、内膳殿ハ下屋敷ニ御入

一、同十五日、内膳殿へ右之衆中御寄合、江戸ニて御造営幷本願出入之次第委細宮内語り申候、出羽守様ハ去ル十三日ニ神門へ鷹狩ニ御出、御留守ニ候間、御帰城次第　御目見仕候へと内膳殿被申候、併宮内子長五郎存命不定之到来、様子御聞、先一夜帰りニ杵築へ帰候へと被□(申)ニ付罷帰候、然者□(長)五郎ハ今朝寅ノ刻ニ死去、宮内ハ同日戌刻帰着、不克面談、残念千万々々

一、同十七日、両家ゟ江戸両人帰着、目出度とて、北嶋左京松江へ被罷出候

一、同廿日、出羽守様へ市丞、左京御目見仕、於江戸井上河内殿御覧被成候後醍醐院宸筆勅願書幷宝剣勅望之綸旨御覧被成候、大工神門二郎左衛門も御目□(見)仕候、扨市丞、宮内両人ニ呉服一ツ宛被下羽二重ノ御小袖也、内膳殿被申候者、佐草忌中過罷出候ハす者万事相談成間敷候間、先杵築へ帰り候へと御座候而、廿一日ニ市丞、左京帰宅

一、~~九日~~十月五日、佐草忌中明、帰宿、千家尊光ゟ御□(使)者甚丞樽二、肴一折干鰤一本、江戸仕合能下向之御祝儀之御使也、同日晩、恒孝ニて御料理被下、為御祝儀二百疋被下之

一、同六日、晩、千家殿御振舞、佐草相伴と御座候而、北嶋殿~~家~~来上官中、左京、内蔵、平兵衛、掃部、左近、加太夫、権左衛門、虎之介伺公申候、千家殿上官中相伴、大酒数返、先宮内昼時分ニ罷出、吸物ニて□(御)酒出ル、先日嶋市之丞□(北)嶋殿へ被召寄刻、後醍醐之綸旨二通持参、恒孝御覧候ニ付、此節宮内も土御門院院宣尊光ニ懸御目候

十月七日

一、~~九月七日~~明日大守御社参之御沙汰有之、佐草先日呉服拝領御礼ニ平田へ罷出ル、於御茶屋村松内膳殿懸御目、是迄罷出候通御□(序)之刻御披露可被成旨仰ニ付罷帰ル、但内膳殿御旅宿へ岡田半右殿同道ニテ伺公、北内膳殿被申候ハ、大社御造営奉行

ニ岡田半右殿今日被仰付候由被申候、其ゟ罷帰ル、但内膳殿被仰ハ、大守様杵築ニテ御やと、大和や七郎兵衛所之由、宮へ程遠候間、宮うちニ能所ハ無之かと被申候間、御行水ハ成かね候ハん、御装束斗被遊候ハヽ、長庁能候ハん哉と申候へ者、一段可然候ハんと被申、庁屋をこしらへ□□（申候）

十月

一、八日、白日、先内膳殿、半右殿御先へ杵築へ御出、五ッ半時ニ大守公庁屋へ御入、佐草、長谷、千主水、市丞、大鳥井マテ御迎ニ罷出ル、北嶋左京ハ両家使者として罷出ル、佐草罷出候へと御意ニ付、御乗物ノ御前へ伺公、千家殿ニ在之候古ノ宮立之絵図、廿年前御覧被成候と御覚候、此節御披見被成度御意、長谷御先へ参り国造殿へ申上ル、扨庁屋ニテ御装束狩衣被成候而、御神前へ御入、両国造殿御戸際マテ御出、扨上段ニテ御神拝、恒孝上座、尊光下座、恒孝祝詞、次ニ御剣御頂戴、次尊光御太刀持出、次ニ三献、すはま[松、梅、鶯]恒孝御酌、御肴尊光御加、千家民部御造営首尾之御談詰、次ニ石ノ笛、東山殿御鎧御覧、扨古ノ御宮立絵図御披見、扨御下殿、御宮廻り、北嶋殿屋敷御覧、佐草ニ瀧之様子ナト御尋、其ヨリ大日堂御覧候而、御下向被成候

一、同日晩、平田へ両家ヨリ御社参御祝儀之使トノ千家主水伺公、樽肴将又生鮭二尺両家へ被下候

一、九日、雨降、風烈、長谷右兵衛、佐草宮内両人古志村ニ村松内膳殿逗留被申ニ付見廻、面談、酒出、色々咄共在之、岡田半右衛門殿、樋野多右殿参会

おくニアリ（ママ）

一、同十一日

一、同~~十一日~~十三日、もり（森）村、奥谷村屋敷替之所、両家上官中出合、槇原利右衛門、中正兵衛両人を以銘々屋敷へ竿入申候

一、同十四日ゟ五日、六日、昨日竿入申候屋敷之絵図仕候

一、同十六日、両家衆中、神宮寺へ寄合、今度御正殿御神殿之絵可有之否之談合、其故ハ御柱木色、餝り金物ハ不仕上者、絵モ八雲之外金張付之絵ハ不入物与ノ由、併三月会之次第ヲ書タル物ニ候間、如何候ハん哉と申衆も有之候へ者、祭之次第者庁ノ座（屋）上段之間ニ書、御神殿ハ八雲斗、三方之壁ニハ絵無用と衆評一同仕候

一、同日、岡田半右殿ゟ市丞、長谷、佐草へ状来、約束之絵図持参候而、市丞、宮内近日松江罷出候様ニ、宮大工をも同道仕候へと申来候

前ニ書落申候

一、十月十一日、白日、岡田半右、夜前古志村ゟ杵築被参、江戸ゟ来ル町棟梁之大工松井茂左衛門、日向少介両人同道、御宮立見せ被申、半右殿ハ奥谷村、もり村ノ大躰ヲ見被申候、半右殿、宮内、長谷ニいさなき遷宮日取之事被申□（序）、浄音寺出ス間敷迚語被申候

一、同十二日、御崎へ半右殿、江戸大工同道ニて参詣、同日杵築帰泊、十三日ノ朝松江へ帰路

一、同十八日、森・奥谷両村之絵図、恒孝へ懸御目、其ゟ尊光へ罷出、懸御目、次ニ両家之古証文互ニ御写合可被成迚被仰候

一、同十九日、雨降、市丞、宮内并宮大工権進名代神門次郎左衛門三人、松江へ参

一、同廿日、岡田半右殿へ宮内、市丞、二郎左衛門参、面談、其ゟ内膳殿へ伺公、御留守ニて申置、罷帰

一、同廿一日、市丞、宮内、岡半右殿へ参、江戸大工、松井茂左衛門、日向少介、宮大工二郎左衛門、松江御大工竹内右兵衛、外ニ杢左衛門~~此外四人~~地割談合始、大工庄太夫も罷出ル、明日ゟ地割可仕由、杵築ニて先日神門二郎左衛門仕候御本社古法之地割等差出シ申候、是ニ江戸大工共所存ノ通無用捨直シ候へと此方も半右殿も被申候、同日晩、右之者共半右殿ニて振舞

一、同廿二日、市丞、宮内、二郎左衛門、竹内右兵衛、江戸大工二人、杢左衛門、此外小工四人、岡半右衛門殿へ寄合、地割仕候、今日ゟ十二月廿二日迄毎晩岡田半右殿ニて右之者共振舞被申候

一、十一月大　二日、岡田半右語被申候ハ、杵築三重塔一段ノ見物ニ候間、修理仕置候ハん哉之通、江戸へ太守様御窺被成候へ者、菟角両部ハ不入者ニ候間、破却被成候へと申来候由

後

一、同五日、御造営御入目之元分ニ、筒井惣兵衛被仰付候、地割ハ昨日迄ニて済、同日材木之注文江戸大工両人今日ゟ仕始候

前

一、同廿日、嶋市丞内儀、持病以之外急成由ニて、見廻ニ杵築へ罷帰ル、半右殿へハ咳気之由申候

同日、日御崎日置主殿、恵光院両人、杵築御崎境中山ノ出入之事、奉行所へ訴申来由

一、同六日、御本社材木大木ニて、杉桧斗ニてハ殊外物入可申様ニ見へ申候、然者御本社天井ノ上道具之材木ハ松木ニても苦かるましく候ハん哉、両家談合被成、被仰越候へと宮内ゟ杵築両家上官中へ状遣ス

一、同十日、市丞内儀、頬些平癒ニて、松江へ来儀、杵築ニて両家衆評候覚書持参

覚

一、中山之儀、恵光院へ右兵衛ゟ書状遣ス、返事遣申候事

一、本社上道具、小屋、ねた、おひき、杉ニてもくるしかるましき事

一、古キ絵図修覆之事

一、江戸へ年頭使者窺之事

一、素峨社之事

一、舞楽断之事

一、新嘗会薪之事

一、伊弉諾遷宮記之事

以上

宮内一覧仕、市丞と談合申候ハ、右注文之内、古キ絵図修覆も、只今者古証文表具大分候間、重而之事ニ可然候

素峨社之事、もはや断延引ニ候、是ハ小社之儀ニ候間、御造営成就之時分、此一社新御造営ハ何時御断候而も安キ事さうニ被存候間、只今ハ地割相済タル上ニてハ不申出と申談候、舞楽之事、不遅儀ニ候、伊弉諾造営記、尊光下書被成候を被越候間、宮内、存寄ヲ文躰指引仕、十三日ニ中彦進へ遣ス

一、同十一日、朝、社奉行垂水十郎右衛門殿へ、市丞、宮内罷出ル、然者中山ノ境論之事、垂水殿被申出候ニ付、此方ゟ申様ニハ、御崎ゟ各様御耳ニ立候事ニても無之事ヲ申廻り候、杵築ゟ少もかまい無之迚申候、略之

同日、恵光院、市丞やとへ見廻被申、宮内、北左京も居合、扨中山之事申出シ、公儀出入ニ成間敷ヲ訴被成事不届と申談候、末略之

一、同十二日、大庭秋上采女所へ新嘗会薪之事ニ付、宮内、市丞ゟ状遣ス、使ハ千家殿内草間市郎左衛門、状之案、別紙ニ有之

一、同十六日、御造営木割等大積り之注文相済、今日ゟ帳之清書、小算用衆、岩本五兵衛、新上両人、岡半右殿ニて仕

一、同十七日　伊弉諾遷宮之儀ニ付而、長谷右兵衛、松江へ来儀、山代ゟ神主長谷川対馬ヲ呼寄ル、然者遷宮ノ料として松江ゟハ米廿俵御出候処ニ、先例とて棟上料ニ大工共十俵請取之由対馬申候ニ付、佐草へ長谷談合申候間、大庭神主所へ先年京極殿伊弉諾御造営之刻料米之配当記録差越候へと、秋上作右衛門、別火加右衛門所へ長谷、佐草両人状ヲ遣し、神主采女ゟ記録写越候、其刻者料米五十俵国造広孝へ御渡し被成候、内五分一大工へ被遣候、それを申掠、此節半分取候ハんと申事不届段、社奉行垂水殿へ長谷罷出申上候へ者、御家老村松内膳殿へ御窺候へ者、長谷申分尤候間、右之通五分一大工配当候へと被仰渡候、然処ニ裏判岡田半右衛門殿、香西太郎右衛門殿被申様ハ、大工はや請取、きりくはり仕たる事候間、杵築ゟ御免にて七俵大工ニ被遣候へ、少も已来之例ニハ成間敷由、達而御

侘申之由長谷ニ被仰聞、其通ニ仕候
一、同十八日、嶋市丞、長谷右兵衛大庭へ参上申候、佐草宮内事、前角杵築に而ゟ
千家尊光遷宮行列指引仕くれ候へと御頼ニ付、是又大庭へ参上、則千家殿御旅宿
ニ而御振舞、造営記之談合、尊光公と義定仕候
一、同十九日、朝五ッ半ニ棟上、湯立在之、遷宮ノ行列、佐草指図仕候、御輿ノ指
図、几帳此度初而仕候、寸方ハ布三幅にて、長サ四尺ニ弐本仕候、行列之次第別
紙ニ在り
一、御遷宮夜ルノ子ノ刻成就
大守直政御名代ニハ、村松内膳、野間八郎兵衛両人被参候、御初尾銀壱枚、内膳
殿自分ノ初尾金子壱歩、垂水十郎右衛門案内者ニ被参候
一、浄音寺事不罷出、唯一神道ノ御遷宮成就、珍重
一、同廿日、北嶋恒孝大庭へ新嘗会ニ御越
一、同廿一日、朝恒孝伊弉諾へ御社参、松江御造営遷宮成就満足仕との恒孝ゟ内膳
殿へ御礼状、御返事在り、千家殿ゟハ昨廿日ニ長谷右兵衛松江へ伺公、伊弉諾御
玉串、樽肴持参、但御目見無之、大庭へ罷帰
玉串ノ上書
伊弉諾遷宮　　御玉串
如此両家談合にて認被申候
一、同廿二日、御両家共ニ大庭御発足、嶋市丞、佐草松江へ又罷出ル
一、同廿三日、杵築御宮指図出来申ニ付而、内膳殿へ岡田半右衛門殿、其外裏判衆
御寄合、御覧、其後御両家御所持之古証文修覆仕度旨内膳殿へ窺、尤之由被仰候、
証文いつれも拝見被申候
一、同廿四日、垂水殿へ市丞、宮内、御両家ゟ之御状持参、様子者、来正月御年頭
御礼使者江戸へ差上申度との事、御老中へ御窺被下候へと申候、次十郎右衛門殿
被申候ハ、先日鰐淵寺衆被参、被申様ハ、先年ゟ大社御遷宮等ニも罷出候、此節
者何とやらん両国造者両部を御嫌之様ニ承及候、先年罷出候証文之写仕、持参申
候間、一覧被成被下様ニと被申候、垂水申様ニハ、いかにも慥成証文にて可有御
座候、それニ不及仏閣在之上者何ゟ以ノ証跡ニ候へ共、今度之御造営ゟ大社唯一
神道たるへきと天下之御社奉行被仰出上者、兎角ニ不及候間、証文一覧仕間敷と
返答申候へ者、鰐淵衆被申様ニハ、左様風聞承候、ならハ江戸へ罷下り、此御断
申上度存候へ共、第一大守様ニ御苦労をかけ申義、第二ハ御社奉行左様被仰候へ
は不及力と申、被帰候由、垂水殿御語り候
一、同廿五日、江戸へ御両家ゟ使者御差上ヶ在度旨、尤候由、垂水殿返事有之、本
書千家殿ニ留ル
一、同廿六日、江戸使者之返事、西ノ中間勘四郎ニ而遣ス
一、同廿九日、江戸使者之事、昨廿八日杵築神宮寺にて両家くち取候へ者、千家殿
使者番之くぢニなり、千家主水使者ニ被仰付候由申来候
一、極月朔日、嶋市丞、佐草宮内、杵築へ帰宅
一、同三日、江戸へ使者被遣ニ付、御両家ゟ江戸御老中様、御社奉行衆へ之御状之
案紙、神宮寺へ寄合、談合在之
案紙
~~十、同四日~~
謹而致言上候、　抑於大社神前、奉抽改年之御吉慶、天下泰平、御武運長久、
御祈祷精誠、玉串任御佳例、以名代差上申候条、御披露奉仰候、誠恐誠惶頓首
正月吉日　　恒孝
進上
酒井雅楽頭殿
右之通ニ認、当(宛)所井上河内守殿へ一通、以上両通之御披露状、先様ニ而河内殿御
指図次第ニ、いつれへ成共差上候へと使者ニ申渡候
改年之御吉慶、重畳申納候、抑於大社神前、奉抽天下泰平、御武運長久、御祈

祷精誠、玉串任御佳例奉捧之候、御自分江茂令進覧候、委曲名代千家主水可得
貴意候、猶期後喜之時候、恐惶謹言
正月吉日　恒孝
酒井雅楽頭殿
阿部豊後守殿
稲葉美濃守殿
社奉行
□□（井上河）内守殿
□□（加々爪）甲斐守殿
□□文躰、殿文字ノ替在之
□□一筆令啓上候、去年□□（御造）宮被為
□□（御出）節、為御礼佐草宮内差上申候処、以御取持万端致首尾、神慮之顕光此時与
難有奉存候、委曲使者可得御意候、恐惶謹言
正月吉日　恒孝
井上河内守殿
加々爪甲斐守殿　別紙
一、十二月四日之晩、千家殿へ主水首途之御振舞、佐草も相伴ニ伺公、北ゟ江戸へ
使者之小性、岡本茂兵衛被召寄、伺公仕候
一、同五日之晩、杵築六ヶ村として宮内、市丞仕合能帰国ノ祝義、又ハ主水首途之
祝儀旁ニ、樽折庁屋へ地下年寄共持参仕、罷出、両家上官中、小性衆迄酒たへ被
申候
一、同六日之覚、北嶋殿へ主水御振舞、嶋市丞相伴ニ被召寄候
一、同七日之晩、江戸へ之状共認、扨又去秋勢州神戸ノ林光寺と申真言坊ゟ宮内、
市丞神書数巻かり候て参候、両家にて写申分、此節主水にて返進、市丞、宮内連
状にて遣、但金二歩書□ニ遣し候
一、同八日、白日、千家主水発足、新（庁）屋にて御両家ゟ首途御祝儀樽二折二合、両家
上官中ゟ樽二、扨又茂兵衛ニ千家殿ゟ為御餞銀五匁被下候、主水へハ両家ゟ金二
歩宛折紙にて被遣候
一、同十八日之晩、神宮寺へ両家社官中寄合、明日千七之丞歳暮之使者松江へ被遣、
次而鰐淵寺廿日之経、来年ゟ差留可申哉否
一筆令啓達候、然者正月廿日、三月会ニ鰐淵寺衆僧下山ニ而、於神前大般若経
令転読、殊三月会ニハ御殿出入仕候、就夫当夏於江戸御御社奉行衆御意ニハ、
大社中古ゟ両部誤来候、仏閣等破却被成上者、弥唯一神道を守、神事ニ仏法不
相交様ニと、塩見小兵衛并此方両使ニ被仰渡由ニ御座候、此段来春ゟ吟味可仕
候哉、但新御造営ゟ之事にても可有御座候ハん哉、御事多時分申入も遠慮至極
ニ存候へ共、内々御次而之節御老（家）欠中へ御窺頼存候、御返事者明春可承候、恐々
十二月廿日　両家同前
恒孝
垂水十郎右衛門殿
一筆令啓達候、然者本願領之義、修理料ニ被仰加候旨、過当之至存候、早々以
書状不得御意、背本意候、御序之節御老中へ御礼頼入存候、恐々
十二月十九日　両家同前
恒孝
垂水十郎右衛門殿
一筆令啓上候、月迫御事多可有御座と奉察候、然者先日失念仕、窺不申候、毎
年正月十一日ニ御神前にて釿始之御神事御座候、社家并宮大工共ニ十六七人之
儀式、代物妳料共ニ米壱俵余入申由ニ御座候、前々ハ本願家之役目にて当春迄
も留守居之物仕候、来春ゟ之入目米壱俵程修理料へ被仰付可被下候、為其得御

意候、扨又宮内申上候、先度者節々得御意、忝存候、恐惶謹言

極月十九日　　佐草宮内
長谷右兵衛

垂水十郎右衛門様

一、同廿二日、千七之丞ゟ状来ル、本願領之義、修理料ニ御加候とハいつれゟ両家へ申参候哉不存之由被申候迚申越候ニ付、廿四日、両家談合にて状遣し申候

一筆令啓上候、先度ハ千家七之丞差出被申候処、御引廻を以首尾能　御目見仕、忝奉存候、然者本願領之義、修理料可被仰加之由、於古志村内膳様私共ニ粗御意被成候迚両家へ披露仕候ニ付、先日貴様迄為御礼以書状被得御意候、左様御心得被成、可然様ニ頼存候旨被申候、恐惶謹言

十二月廿六日　　佐草宮内
長谷右兵衛

垂水十郎右衛門様

一、同廿七日、十郎右衛門殿返事在り

寛文三癸卯正月元日（異筆）ヨリ同二月十三日迄ノ日記、竹下左近孝利手跡、多クハ自清手跡

一、朔日、白日、北嶋殿規式、如例年、千家殿規式前々之通、併門松去ル寛文二寅ノ年ゟ榊ヲ立被申候、是ハ浅井道外指図ニ依テ也、立春之日、門ニ、八百万神平安鎮守之地ト札、又蘇民将来子孫門ト尊光直筆にて、家中上官迄くはりおさせ被申候、北嶋家ハ前々之通外門ハ松、内ハ昔ゟ榊ヲ立申来候、去年ハ千家殿門ニモ蘇民ノ札おし不被申候、両部ヲ嫌、右之通候へ共、蘇民ノ札ハいかにも両部にて候、其上穂日命ノ子孫にて、殊ニ神家へ、蘇民子孫不入事と申ニ付やめ被申候

一、十五日之爆竹ヲも去年ゟやめ被申候、但北嶋殿モ同前

一、御神前ニ、沙門・山伏ノ札、寛文元丑ノ霜月、道外指図にてはぎ取、大日堂ニ打申候

歳旦　　昨廿九日立春　　自清

けふ立や一重の後の春霞

一、三日、両家共ニ大神楽、如例年、大守ゟ天下之御祈祷御頼ニ依テ執行

一、同日、松江年頭之使者、明日発足に付而、旧冬垂水殿へ御窺候、廿日之経ノ返事使者、森脇右衛門窺候へと被申談候

一、同日、北嶋殿神宮寺参無之候、先年ゟ千家殿ハ二日、北ニハ三日ニ御参候て、上官中も罷出、神宮寺ニヲイテ、ザウニ、吸物、酒在之候へ共、両部御改被成上ハ、是モ御無用と、去極月廿五日庁屋にて両家談合、右之通候

一、四日、四家ヶ寺ノ礼、是も国造殿御しやくにて御酒被下事、当年ゟ無用たるへき哉と、中彦進ゟ北内蔵助方へ談合、宮内相談にて、是ハ内はの事候間、先前々のごくたるへき哉と申、彦進モ尤との返事に而、如例年御しやくにて被下

一、同十一日、庁屋にて釿始め例年在之、両家御名代ニ両代官星野文右衛門、北嶋作左衛門、別火、両横目罷出ル、宮大工神門権進、渡辺内蔵丞、小工弐人、前々ハ本願家之役目にて、規式ノ道具妳仕候へ共、当月ゟ長谷、佐草社奉行役各年ニ仕候へと、去ル極月廿五日両家談合にてくぢ取、当年ハ佐草妳番ニ当り、宮内所にて右之人数振舞申候、料理之鰤、前々通仮ノ宮浦ゟ役目にて壱本上ケ申候、当年も昨日上り申候

一、同日、垂水十郎右衛門殿ゟ昨十日之状、長谷、佐草方へ一紙ニ而到来

案書状之写

一筆令啓上候、然ハ先日森脇右衛門佐被参、鰐淵寺之僧衆杵築へ被参候事、当年ゟ御留可有かと被申候、旧冬も国造殿ゟ右之通被仰下候頃も内膳殿へ相談仕候へハ、兎角御指図無之候間、先当年ハ如例年可然候ハんかと存候

一、御参勤之御祝儀、御指上候事、御樽肴ハ御無用ニ候、巻数迄十五日か十七日ニ御指上ケ可然候、此通御崎へも被仰届可被下候

一、十一日之大工初之事、修理免之内ニ而も出候様御相談可申候

一、本願領之義、旧冬も被仰越候、此段ハ口上ニ重而可承候、恐々謹言
正月十日　　垂水十郎右衛門
長谷右兵衛殿　　本書、長谷ニ留ル
佐草宮内殿
一、同十八日、千主（千家主水）状、正朔日江戸へ参着仕由之状、今日水野左平太ゟ到来
一、正月廿日、鰐淵寺衆僧下山候而、如前々大般若転読
一、廿二日、大守江戸御参勤御発足
一、同廿六日、岡田半右衛門殿ゟ嶋市丞、佐草宮内方へ一紙ニ状到来、う（宇）屋忠兵衛
ことつかり参、様子ハ□（去）冬江戸大工松井茂左衛門、日向庄介ニて積せし御宮造之
儀、過分ニ銀入候様ニ候ハヽ、弐千貫目ニてハ万事調かね候ハん間、両人と談合
申、略仕能所ハ吟味可申と申□（参）ル、則両家衆中神宮寺へ寄合、談合、先廻廊四方
折廻シ百五十二間、余り大さうニ候、是ハ先例も無之事ニ候間、南斗廻廊ニ仕、
三方者略□（可）被成かと、又厩三疋立ヲ一疋ニ、鷺・仮宮両社ハ只今古宮ノ材木ニて
造営ノ筈ニ談合、市丞ハ石州池田へ親類共見廻ニ参、則呼ニ遣シ候、同道いたし
可罷出と半右殿へ宮内ゟ飛脚遣ス
一、同廿八日、市丞石州ゟ帰ル、同日晩、神宮寺へ寄合、宮造略仕所ハしるし通弥
儀定、次ニ彦進、内蔵助被申ハ、今朝尊光ゟ恒孝へ御談合、使彦進、取次内蔵助
去ル正月松江へ鰐淵寺之事、廿日ノ経ゟ差留可申ニ、新宮ゟ之事ニも可仕哉と申
候事後悔ニ被存候、唯一神道とハ、井上河内守殿天下ノ御社奉行之間ハ左様ニて
も候ハん哉、河内殿職替り□（候）ハ、社家之申たて難成候ハんか、迚も一度ハ鰐ト出
入ニ可成儀ニ候間、此度ゟ中々破り候而ハと被存候、併正月ノ状ニ、一事両様申
候間、此段談合候而、此度宮内、市丞幸罷出ル事ニ候間、松江へ申させ候ハん哉
との事両人被申候、皆談合ニハ正月之御状と一事両様ニ罷成候、大守御留守と申、
第一仏閣破却と河内殿被仰候上、弥破却ニ儀定候へハ、仏ハおのつから退ソギ可
申候、縦（令）鰐（欠）ヲ退候而も仏閣残り候而ハ唯一とハ不被申候間、今少御待、御聞合可
被成候、今程松江奉行所多分仏者ニ候間、迚も埒明申間敷候、宮内申様ニハ、何
ゟ以本願領取□（上）カ候ハんと内膳殿被申候、此段何とそ先御訴訟被成候ハん事専一と
奉存と申、ひらき申候事
一、□（同）廿九日、宮内、市丞、松江参、雨降、平田ニ一宿
一、同卅日、松江参着、岡田半右殿へ両人伺公、面談、明朝江戸大工共立合、相談
可被成と候而、先帰宅、平野五郎左衛門殿、半右殿、相奉行ニ被仰付候間、両人
明朝参、知ル人ニ成候へと手紙給候、次ニ半右殿御語被成候ハ、杵築末社ノ中、
古キ宮一社ヲ鰐淵寺またらじんの宮ニ可被遣由御意ニ候間、半右衛門申上候ハ、
末社もいつれもくばる所在之由、社家申迚申上候へ者、其ハ少々略仕候而成共遣
候へと御意之由語被申候
一、二月朔日、岡半右殿へ両人、江戸大工両人も罷出ル、先朝ノ間両人平野五郎左
殿へ参、昨日ゟ咳気ニて面談不申候、其ゟ内膳殿へまいり、□（帳）ニ付、直様半右殿
へ参、□（扨）略之所
一、本社小屋道具、はね木、松材木ニ可然事
一、廻廊四方打廻シ百五十一間ヲ、南斗三十弐間、上段七間ハ差図のとくニ立、
東西北ヲ略仕、玉垣ノとく屏ニ可仕との事
一、御馬屋、三疋立ヲ、一疋立ニ仕替候事
一、庁屋、七尺間、梁行~~七間十~~六間ニ十三間ヲ、六尺五寸間ニ直シ申候事
一、御蔵、三間半四方ヲ、弐間四方ニ仕替候事
一、鷺・仮宮ハ、古御宮ヲ取こぼち、其材木ニて立ルニ仕替候事
以上
一、御神宝帳も略仕、持参、半右衛門殿へ渡置申候
一、二月二日、樋野多右殿へ市丞、宮内参、面談
一、矢野ノはま村事、頼申候
一、市丞屋敷ノ前、大工屋敷之替役目壱ヶ所御免被下候へと市丞申候、宮内申様ニ

ハ、か様ノ儀ハ杵築ニて長谷、佐草談合ニても可成事ニ候へハ、市丞為念貴様へ
被申と申候事
一、同三日、村内膳殿ゟ御使、先日見廻候へ共、咳気ニ而面談不申迚
一、同廿日、千主水江戸ゟ正月十六日之状、南保七郎左殿宿ゟ到来、書中ニ正月廿
日ノ御飛脚ニて状越申由、是ハ未届不申候、江戸歳旦発句共書付越申候
右之状共民部へ遣ス
一、同日、岡田半右衛門殿へ両人見廻ニ参、面談、宮大工共御本社如先例被仰付被
下候様ニと申候へは、尤左様ニてハ候ハんつれとも、今度ハ大坂ニて入札ニ□（被）成、
其札ヲ大坂ニてハ町御奉行之同心之衆、京ニてならは佐（牧野）度守殿同心衆と立合之上
ニて入札開キ申事ニ候~~間~~、人ノ入札ヲ□（わ）きより引取被申間敷と被申候、然ハ宮大
工罷上り申候ハん哉、其上宮大工共大事之御宮之儀、私ニ仕覚悟ニて無之候、先
年日御崎へ罷下申候大坂大工、木下河内（初ハ加兵衛）功者ニて候間、此者雇可申と申
候~~とと~~之由申候へは、其ハ一段能覚悟ニ候へ共、私ニ入札之差引難成候ハんと被
申候事、此段有増北内蔵方へ今朝之便ニ申遣ス
一、八雲之絵之事申候へは、是ハ不遅事と被申候
（付箋）「八雲ノ絵、神道ノ大事ハ、往古ゟ黒田弥兵衛と申者存、代々書候」
一、御供之道具ナト之事、御国本ニてさせ被成様ニ申候御同心ニ候事
一、舞楽稽古之事申候へは、可然候ハん哉と被申候、物毎略仕儀も、古儀ヲ起度と
申候事
一、同日、両家ゟ平野五郎左衛門殿、筒井惣兵衛殿へ御奉行之祝儀被成候、五郎左
殿へハ樽~~十~~（弐升入一ツ）、一折（蚫廿）、使星野文右衛門返進被申候ヲ、以来ハ苑モ角も此
節ハ初而之儀ニ候間、納被申様ニ宮内、市丞断申候、納置候、惣兵衛殿へハ□り
樽三升入二、一折蚫□五、□（岡）半右殿へ餞祝儀として手樽五升入一ツ、蚫一籠十五、
文右使者ニて遣ス、半右衛門殿、惣兵衛殿へハ口上、五郎左衛門殿へハ御状返事
有之

□（一）、同日、屋敷替之事、半右殿へ申候へは、内膳殿御談合被成、郡奉行衆可被遣と
の事
一、同七日、岡半右殿ゟ手紙ニて、明八日半右殿へ寄合、今一談合候而宮内、市丞
帰シ候ハん由申来ル
一、同八日、半右殿へ宮内、市之丞、大工茂左衛門、庄助、筒井惣兵衛寄合、談合
一、御神宝、京ニて可調物、国ニて調物之仕分仕候
一、廻廊百廿間略シ、屏ニ玉垣ノ様ニ差図仕直ス事、馬屋二疋立、御蔵七尺間二間、
京間二間ニ仕直シ、庁屋京間（梁行七間、桁行十三間）、右之差図、江戸大工持参申、半右
殿へ渡申候、半右殿被申候ハ、廻廊之儀、大守様ゟ木形迄江戸へ被遣候ニ、今又
略仕義ハ御意ニ入申間敷と被仰候事
一、国造殿、社家屋敷替之事ハ、樋野多右衛門殿へ内膳殿被仰渡候由
一、同日、宮内、市之丞覚書仕、半右衛門殿へ渡置申候案書

覚

一、舞楽之事、御遷宮又者毎年之御祭礼ニ御座候へ共、近代断絶仕候、此節社家
之子供一両人差上せ、半年斗も在京仕せ候ハヽ、舞楽五三番稽古可仕候、左様
も御座候ハヽ、古例之儀式御神事賑々敷可有御座と、国造、社家中之望ニ御座
候、末代迄之再興ニて御座候間、御取立被成可被下候、舞楽之装束なとも五三
番之通ハ差而御造作之入儀ニて無御座候由承及候、
一、文庫之書物之事、不遅儀ニ御座候へ共、内々御心得置□（可）被下候
□（一）、□（御）神宝なと有増略仕□（候）儀も、か様之古例ヲ取立申度との所存ニ御座候
御本社、従先年宮大工両人請取、御作事中社籠仕、不断装束ヲ着シ相勤申候、
此節も落札ニて被仰付被下候様ニと大工共御訴訟申上候、大事之御作事ニ御座
候間、上方ゟ上手之棟梁、大工雇、宮大工手下ニて仕せ可申覚悟ニて、功者之
大工ヲ内々大坂ニ聞立置申由ニ御座候、併此儀者当分隠密ニて、御訴訟申上度
旨私共まてへ申候

御内神殿八雲之絵、神道之大事ニ仕候、従二往古一里（黒）田弥兵衛と申者大社之絵
師ニて、八雲ノ秘伝ヲ存、代々書申候、絵師之棟梁仕来申候、此度も被仰付被
下候様ニ両国造殿□申候　（異筆）弥兵衛、近代ハ泉州堺ニ住居ニ候
（舞）□楽之太鼓なと御神宝帳ニ書乗不申候、是ハ御国本ニて何時も出来申物ニて御
座候、此外失念仕たる物御座候ハヽ、追而可得御意候、已上

二月八日　　　嶋市之丞

佐草宮内

岡田半右衛門様

□□半紙ニ認、渡置申候

一、同九日、大守様御息女（駒姫様）、去ル正月廿三日夜ゟ御産気、同廿九日御死去之到
来、就夫今度
御即位之時、御名代ニ軽服九十日ニ候間、さヽハり候ハん哉と御家中御気遣ニ候
処ニ、同十一日、京片岡清兵衛殿ゟ
御即位ニハ服之御沙汰無之候、御祭礼ニハいかにも御忌ノ由申来、家老衆御安堵
ニて、追々御供之衆発足被申候事

一、同十三日、朝、垂水十郎右衛門殿ニて市之丞、宮内もめしたへ、扨本願領之事
申候へは、十郎右衛門殿被申候ハ、前角ハ内膳殿も左様修理料ニ加候へとの事ニ
候、其後大守様御前ニて御沙汰候而、本願領修理ニ加申なと□□（□□ノ灯明田ハ〔　〕候ハヽ、仕置申様）候、内膳殿、
長谷（ニ被仰候由）・佐草ニ□度三度申候とても、従殿様之御意からハ、莵角と不被申と被仰候、
本願公事ニ負候事、大守様ハ御満足ニ不被思召と見へ申由□（被）申候、此節急度と訴
訟□堅り候へは如何敷候間、半右衛門殿杵築へ被参、今度屋敷替ニ定而修理料之
田畠つぶれ可申候間、其刻此本願領之事申□（上）候ハヽ、可然候ハん由垂水殿□□（被申）候、
宮内申様ニハ、本願領之事、天正十九年迄ハ両国造知行十二郷ノ夫銭ヲ遣シ置被
申候、扨十二郷落候而夫銭之替りニ五十石ニ被成置候、是ハ天下へ御造営之訴訟
料ニて御座候、今之修理免悪所ニて、年々砂入申候、か様ニ候ハヽ、二三十年之内
大分捨り可申候、左様も候ハヽ、修理免無之、以来御造営之御訴訟、何を以可仕候
哉、是非此儀ハ御断可被申覚悟ニ候間、内々御取成奉頼由申置候、殊ニ殿様御判
之地ニて御座候由申候へは、其分かと被申候間、いかにも御座候而、去年於江戸
河内殿へも懸御目申通申候

一、鰐淵寺之事申候へは、内膳殿初ハ莵角と不被仰、後ニ被申候ハ、□（自）カ然叡山カラ
ナト断も候へは□（六）カケ敷候間、今一度河内殿へ御窺候而之事たるへき哉と被申候ニ
付、先当年ハ如前々被成候様ニ申進候へと十郎右殿被申候、宮内申様ニハ、塩見
殿を以河内殿へ御うかヽい可然候ハんと、市之丞申様ニハ、釿始やかてニて御座
候、只今ノ宮迄も鰐衆罷出候、又此度差出、其節何角申も如何ニ候故、兼々ゟ差
留申候ハんとの事ニ候迚申候、十郎右被申様ニハ、半右杵築被参居被申事ニ候間、
□へ被申差留御談合可然□□と被申候間、宮内申様ニハ、多分差出申間敷かと
存候、遷宮ニも大庭ニて出入申て、已来ハ不罷出候、扨江戸ニて両御社奉行、両
部交候事御尋候間、委申上候と申候キ

一、宮大工之事并去年此度拙者共松江罷出候雑用之儀語申候、是ハ手紙ニて差出候
へ、其を以断可申由被申候